

第二章 「教育の実際化、地方化」の実現と郷土教育関係施策

第一節 中等教育の学制改革と新設公民科における「我ガ郷土」の導入

前章で述べてきたように、臨時教育会議からの懸案であった学制改革に関しては主に中等教育の問題解決が、また教育内容を中心とする改善に関しては「教育の実際化、地方化」の実現が求められるといった教育政策の動向の中、昭和初期における各郷土教育関係施策は展開された。まず1927-31（昭和2-6）年においてなされた施策は、以下の4つである。1927（昭和2）年の「郷土教授ニ関スル件」照会、1928・29（昭和3・4）年の『農村用高等小学校読本』刊行、1930・31（昭和5・6）年の「郷土研究施設費」交付、そして1931（昭和6）年度から実施された中学校と師範学校における「教授要目改正」。

これらの施策に関して、当時文部省普通学務局長であり、これらの郷土教育関係施策のいわば行政側の責任者であった武部欽一は、以下のように述べていた。

「殊に最近之が流行の大なる原因をなしましたのは、文部省が昭和二年八月に全国に照会を発しまして郷土教授に関する調査をいたし、又昨年四月から改正実施いたしました中学校教授要目や師範学校の教授要目に郷土教育的傾向を帯びしめましたことや、又昭和五年から師範学校に対しまして郷土研究施設費の補助を支出いたしましたことなどであると思ふのでありますまして、之れ以来我が教育会に於て、特に郷土教育が大に唱道論議せられるようになって来て居るのであります！」。（下線筆者）

すなわち武部は、これら1927-31（昭和2-6）年においてなされた施策が、昭和初期当時の郷土教育隆盛の原因であると位置付けていた。また多くの先行研究においても、この武部の見解に基づき、1927（昭和2）年の「照会」を嚆矢として、特に不況にもかかわらず交付した「郷土研究施設費」、そして「教授要目改正」といった施策を「振興策」として位置付けてきた²⁾。

しかし、これらの施策が当初から郷土教育の「振興」を目的として展開されたとする位置付けには検討の余地があり見直す必要がある。例えば、本章第五節で取り上げる「郷土研究施設費」に関して言えば、「郷土教育講習会」（1932年）後の研究会記録³⁾を検討してみると、費用の用途や使用期限、交付の遅れに関する現場の混乱、費用捻出の経緯等

から、武部の見解や先行研究における位置付けの矛盾が明らかになる。詳しい検討は後に述べるが、1927-31（昭和2-6）年においてなされた4つの施策に関する従来の「振興策」としての位置付けは見直す必要がある。本章では、こうした先行研究における施策の位置付けに対する見直しを念頭にして、まず1927-31（昭和2-6）年においてなされた4つの施策、すなわち1927（昭和2）年の「郷土教授ニ関スル件」照会、1928・29（昭和3・4）年の『農村用高等小学校読本』刊行、1930・31（昭和5・6）年の「郷土研究施設費」交付、そして1931（昭和6）年度から実施された中学校と師範学校における「教授要目改正」の4つの施策を取り上げ、特に文政審議会の審議と直接関わった「教授要目改正」を中心に、当時の教育政策の動向や文政審議会の審議展開の動向を踏まえて施策の展開と目的について明らかにしたい。

さて、これら4つの施策のうち、特に「教授要目改正」は、文政審議会において諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」（1928年10月諮詢、1929年6月答申）、諮詢第12号「師範教育改善ニ関スル件」（1930年12月諮詢、1931年1月答申）として直接審議された施策である。また、結果として1931（昭和6）年の2月と3月にそれぞれ文部省訓令第5号「中学校教授要目改正」、文部省訓令第7号「師範学校教授要目改正」として公布され、同年4月より実施されたものであるが、その審議はそれぞれ1928（昭和3）年10月、1930（昭和5）年12月に開始されており、その準備として、1927（昭和2）年12月には中学教育調査委員会、1928（昭和3）年9月には師範教育調査委員会が設置されていた。すなわち、「教授要目改正」は、1927-31（昭和2-6）年期の郷土教育関係施策のうち、直接文政審議会の審議に関わった施策であったばかりではなく、1927-31（昭和2-6）年期のほぼ全般にわたって審議が継続されたといったことからも、この期の郷土教育関係施策の中軸的位置を占める施策と言える（資料2-1「文政審議会の審議経過と郷土教育関係施策」参照）。したがって、本節ではまずこうした文政審議会の審議と直接関わった「教授要目改正」を取り上げ、施策の成立過程、すなわち改正案草案や文政審議会における審議、答申内容から、中学校における公民科の新設と「我ガ郷土」導入、及び次節では、師範学校地理科における「地方研究」の導入の目的を明らかにする。

資料2-1 文政審議会の審議経過と郷土教育関係施策

年	月	文政審議会の審議経過	年	月	郷土教育関係施策	文相	内閣
1924(大13)	4 5	勅令第85号「文政審議会官制」公布 諮詢第1号「小学校令改正ノ件（義務教育年限延長実施）」審議開始 諮詢第2号「中等教育改善ノ為中等教科書ノ標準編纂ノ件」特別委員会に付託 第1号、第2号特別委員会（全6回）				江木千之 (1924.1-6)	清浦奎吾政友本党内閣 (1924.1-6)
	6	諮詢第1号第2号撤回				岡田良平 (1924.6-27 .4)	第1次加藤高明護憲三派内閣(1924.6-25 .7)
	12	諮詢第3号「師範教育改善充実ニ関スル件」審議開始 第3号特別委員会（全2回） 第4号「学校ニ於ケル教練ノ振策ニ関スル件」審議開始 第4号特別委員会（全4回）	1925(大14)	3 10	衆議院各会派より「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」提出、満場一致で可決 立憲政友会「教育政策綱領」討議決定		第2次加藤高明憲政会内閣 (1925.8-26.1)
1925(大14)	1	諮詢第4号答申					
	12	諮詢第5号「幼稚園令制定ノ件」審議開始 第5号特別委員会（全1回） 諮詢第6号「高等小学校制度改善ニ関スル件」審議開始 第6号特別委員会（全1回） 諮詢第7号「青年訓練ニ関スル件」審議開始 第7号特別委員会（全3回）					
1926(大15)	1	諮詢第5号、第6号、第7号答申 中学校改善建議案審議開始 特別委員会（全21回、1926.1-31.6）					第1次若槻礼次郎憲政会内閣(1926.1-27 .4)
	12	諮詢第8号「大学令中改正ニ関スル件」審議、答申 諮詢第9号「師範教育制度改正ニ関スル件」審議、答申 第9号特別委員会（全1回） 「義務教育年限延長ニ関スル建議案」審議開始、審議未了					
1927(昭2)	12	諮詢第10号「学位令改正ニ関スル件」審議開始 中学教育改善委員会設置、審議開始	1927(昭2)	8	「郷土教授ニ関スル件」が各師範学校付属 小学校等に照会	三土忠造 (1927.4-6)	田中義一立憲政友会内閣 (1927.4-29.7)
1928(昭3)	3 9	諮詢第10号答申 「中学教育調査委員会報告」可決 「師範教育改善ニ関スル文部省指示要項」提示 師範教育調査委員会設置、審議開始	1928(昭3)	4	『農村用高等小学校読本』第一、二巻使用 開始	水野鍊太郎 (1927.6-28 .6) 勝田主計 (1928.5-29 .7)	
	10	諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」審議開始 第11号特別委員会（全19回、1928.10-29.6） 第11号特別小委員会（全6回）					
	12	「師範教育調査委員会報告書」	1929(昭4)	4	『農村用高等小学校読本』第三、四巻使用 開始	小橋一太 (1929.7-11)	浜口雄幸立憲民政党内閣 (1929.7-31.4)
1929(昭4)	6	諮詢第11号答申				田中隆三 (1929.11- 31.12)	
1930(昭5)	12	諮詢第12号「師範教育改善ニ関スル件」審議開始 第12号特別委員会（全4回） 「小学校及中等学校ニ於テ習字科ヲ設クル件」審議、可決	1930(昭5)	7	府県視学への「郷土教育講習会」 「郷土研究施設費支出標準」各府県に通牒		
1931(昭6)	1 4	諮詢第12号答申 諮詢第13号「大阪帝国大学創設ニ関スル件」審議、答申 第13号特別委員会（全1回） 「小学校教員俸給不払等ニ関スル建議案」審議、可決	1931(昭6)	2	昭和5年度「郷土研究施設費」各府県 に交付指令 文部省訓令第5号「中学校教授要目改正」 により中学校に公民科新設、「我ガ郷土」 導入	鳩山一郎 (1931.12- 34.3)	第2次若槻礼次郎憲政会内閣(1931.4-12)
				3	文部省訓令第7号「師範学校教授要目改正」 により師範学校地理科に「地方研究」導入		犬養毅立憲政友会内閣 (1931.12-32. 5)
				12	昭和6年度「郷土研究施設費」各府県に交 付指令		斎藤実内閣 (1932.5-34.7)
			1932(昭7)	5 8	「郷土教育資料の陳列と講和」実施 第1回「郷土教育講習会」実施 郷土教育動向に関する照会（時期不明）		
			1933(昭8)	8	第2回「郷土教育講習会」実施		
			1934(昭9)	8	第3回「郷土教育講習会」実施		
			1935(昭10)	7	第4回「郷土教育講習会」実施		
1935(昭10)	1	諮詢第14号「青年学校制度制定ニ関スル件」審議、答申 第14号特別委員会（全3回） 「映画対策確立実施ニ関スル建議案」審議、可決	1936(昭11)	12	『山梨県総合郷土研究』刊行	小田内普通学務局嘱託	岡田啓介内閣 (1934.7-36.2)
	12	勅令第322号「文政審議会官制廃止」	1937(昭12)	2	第5回「郷土教育講習会」実施		
				3	「師範学校教授要目中改正」		
			1939(昭14)	4	『秋田県総合郷土研究』刊行		
				5	『茨城県総合郷土研究』刊行		
				11	『香川県総合郷土研究』刊行		

・国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 第一集 総覧』明星大学出版部、1989、pp.57-59、pp.156-165より作成。
 ・尚、小田内通敏の「普通学務局所属講習ニ関スル事務嘱託」就任は、1932(昭和7)年5月から1939(昭和14)年8月まで。

第一項 文政審議会における審議日程

文政審議会において、中学校の「教授要目改正」に関する審議は、諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」としてその草案、審議、答申が行われた。

文政審議会の審議に先立ち、まず、1927（昭和2）年12月22日に中学教育調査委員会が設置された。委員長は元文部次官の赤司鷹一郎で、15名の委員から構成されていた⁴⁾。1928（昭和3）年1月17日に第1回委員会を開催し、以後3回にわたり、まず各委員より中学教育に関し調査研究を要する事項の提出を求めた。続いて、阿部重孝、清水由松、森岡常蔵、佐藤礼吉、熊木捨治の5名による小委員会を設け、前後9回にわたって開催、先の委員会による提出の事項の整理と学科課程案および各学科目要綱案の作成に取り組んだ。この原案をもとに、同年3月2日から9月11日まで全18回にわたって審議し、修正の後、「中学教育調査委員会報告書」を作成、可決した⁵⁾。報告書は、最終日の9月11日に勝田主計文相に提出された。内容は、中学教育に関する「決議事項」およびその「説明」、「中学校ノ学科課程」案、「各学科目教授要綱」案等からなる。特に公民科の新設とその内容である「我ガ郷土」に関しては、「各学科目教授要綱」案に記されている。以上、中学教育調査委員会は、1928（昭和3）年を中心に、9ヶ月をかけて全部で計21回にも及び（さらに同小委員会は9回）開催された。

さて、この中学教育調査委員会によって作成された「中学教育調査委員会報告書」をもとに、諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」が作成され、文政審議会の総会、特別委員会、特別小委員会で審議、答申がなされた。

総会は1928（昭和3）年10月4日に、第15回総会として開催された。当局側の趣旨説明と概括的な質疑が交わされた後、15名の委員からなる特別委員に付託された。その後特別委員会が19回、特別小委員会が6回開催され、再度総会が開かれたのは1930（昭和5）年6月20日である（第16回総会）。この席上で諮詢第11号に関して、特別委員会の審議経過と結果が報告され、答申案について審議し可決、同日に答申された。つまり、総会は計2回のみであり、審議の中心は特別委員会で行われた。

特別委員会は、諮詢第12号に関する特別委員会と同様に、林博太郎が委員長を務め、15名の委員よりなっていた。第15回総会の後、1928（昭和3）年10月12日より翌1929（昭和4）年5月24日まで、間に6回の小委員会を挟んで全部で19回開催された。

特別小委員会は、文政審議会の全議題のうち、この諮詢第11号に限ってのみ設置された。

山川健太郎を委員長とし、他5名よりなる。特別委員会の前半10回の審議を終えた段階で、審議内容の整理のために設置された。1929（昭和4）年1月21日から4月12日まで、全部で6回開催された⁶⁾。

以上、諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」に関しては、1928（昭和3）年10月4日の第15回総会から、翌1930（昭和5）年6月20日の第16回総会で答申案について可決されるまでに、総会2回、特別委員会19回、特別小委員会6回の合計27回の会合がもたらされた。ほぼ1年と9ヶ月の歳月を費やしている。一つの諮詢事項について27回にもおよぶ会議数は、文政審議会の中で最多であり、小委員会の設置もこの諮詢第11号限りであった。

第二項 中学教育調査委員会による草案

さて、諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」の諮問にあたって、その草案を作成したのは、文部省の調査機関である中学教育調査委員会であった。同委員会は、昭和初期の郷土教育関係施策のうちの最初の施策である「郷土教授ニ関スル件」（本章第三節で詳述）が、各師範学校付属小学校を中心に照会されたほぼ4ヶ月後、1927（昭和2）年12月22日に設置された。注目すべきは、まず第1回委員会の際、具体的草案に先駆けて、水野鍊太郎文相より委員会の任務に関して指示がなされていたことである。それは、「先ツ第一ニ今日ノ通弊デアル所ノ画一打破ト云フコトニムカツテ進ンデ貰ヒタイ、第二ニハ教育ノ実際化ト云フ方向ニ向ツテ貰ヒタイ、第三ニハ教育ノ地方化ト云フコトニ向ツテ進ンデ貰ヒタイ」との内容であった。つまり、第1に中学教育の画一打破、第2に中学教育の実際化、そして第3に中学教育の地方化についての諸方策を検討するといった委員会の根本方針が既に指示されていた。

こうした「教育の実際化、地方化」を念頭に、中学教育調査委員会は諮詢第11号の草案作成に取り組んだ。前述したように、1928（昭和3）年1月17日から9月11日までの間に21回の全体会議と9回の小委員会を開き、その審議、答申の結果を9月11日に「中学教育調査委員会報告書」として、勝田主計文相に提出した。その内容は、中学校教育に関する「決議事項」および「説明」、そして「中学ノ学科課程」案、「各学科目教授要綱」案等からなる。以下その内容に関して、要点を述べていきたい。

まず「説明」において、「現行中学校制度ハ画一ニ流レ其ノ学科内容ハ實際生活ニ適切ナラザル憾アリ、之ヲ改ムルハ今回ノ調査ノ主眼トスルトコロナリ⁸⁾」として、この調

査委員会とその報告書の趣旨を明言していた。すなわち、先の水野文相の発言にもあったように、中学校教育の画一を打破し、中学校教育の「実際生活」に沿った見直しを目指してのものであった。そして、改正の背景として中学校の量的拡大を重視していた。当時の中学校の状況として、1901（明治34）年の中学校令施行規則制定当時は学校数242校、生徒数は88,300人程であったが、1926（昭和2）年では学校数512校、生徒数340,780人に増加した。四半世紀程で学校数は倍増し、生徒数は4倍近い数字に達したのである。こうした中学校の量的拡大は、必然的に中学校の質的な変化をもたらした。もともと、「旧時の」中学校はさらに上級の高等教育を受けようとする「少数者ノ学校タリシ觀」があった。しかし、「現今ノ中学校」は「廣ク社会ノ各方面ヨリ種々ノ志望ヲ有スル生徒ヲ収容スル」学校と変容してきたのである。実際、「最近十年間ノ統計ニ徴シテ中学校生徒卒業後ノ状況」をみてみると、中学校を卒業して上級諸学校に入学するものは卒業者の3分の1であり、さらに、そのうち高等学校に入学するものは、わずかに全体の10分の1に過ぎなかつた。すなわち、「中学校卒業者ノ大部分ハ卒業後直チニ社会ノ実務ニ当ラザルヲ得ザル状態」であった。こうした状況にもかかわらず、現行制度を振返ってみると、「多数ノ学科目ヲ掲ゲテ總テノ生徒ヲシテ一様ニ之ヲ必修セシメ其ノ能力、志望、土地ノ状況等ニ依リテ斟酌スルノ余地極メテ少ナカラシム」状況であり、現実と適合しない、画一教育が展開されていた。すなわち、中学校は生徒の増大という問題を抱え、その教育機能に対しての根本的見直しが要求されていた。特に、完成教育機関としてカリキュラムやその教育内容上必ずしも十分な状態ではなく、実業的陶冶を一層重視することによって、実際生活、職業生活への導入機能をより明らかにする必要性が強く指摘された。中学教育調査委員会は、こうした状況を開拓するため、中学教育を「実際生活」、そして「地方ノ実情」に「適切ナラシメン」がために、その審議を進めたのである。まさに「教育の実際化、地方化」の実現を目指しての改正への取り組みであった。

さて、こうした報告書作成の背景と趣旨をふまえ、「決議事項」が採択された。「決議事項」は全部で12事項⁹⁾であった。まず、決議事項の第一の掲げられているのは、第1種課程、第2種課程の設置であった。それまでの中学校は、5年間の1課程のみであったが、実業を必修とする第1種課程と、外国語・数学等を重視する第2種課程を編成することにし、前者については主として就職予定の教育を、後者においては進学希望者の教育を行うものとして、中学校制度の根本的改革を提示した。

最後に、「各科目教授要綱」であるが、大きな改訂点として、公民科、理科、実科の

新設が上げられる。特に郷土教育に関する公民科に関しては、その内容に関して、特に「事例ヲ成ルベク日常生活ニ於ケル経験ニ求メ理論ニ偏セズシテ実際ヲ主トシ」とされており、知識偏重教育の打破を目指し、日常生活の経験を重視することで、「教育の実際化、地方化」の実現を教授内容に反映させようとしていた。こうした公民科の教育内容として、「我ガ郷土」が設定されたのである。また、この公民科は、今回の改訂においてその新設が提言されたものではあるが、中学校にさきがけて既に実業補修学校で実施されており、「実業補習学校ノ公民科教授要綱ニ準ズ」ることが明言されていた¹⁰⁾。これに関しては、本節第四項で取り上げ詳述したい。

また他の科目に関しても、修身では「修身ノ教授ハ徒ニ講説談義ニ流ルハコトナク生徒ノ思想年齢ニ応ジテ実際生活ニ適切ナラシムルコトヲ要ス¹¹⁾」とあり、外国語では「日常生活ニ関連シテ簡易ナル外国语ノ読方及訳解、話方及作文、習字ヲ授ク¹²⁾」、歴史では「国史ハ努メテ郷土ノ材料ニ連関シテ教授シ尚郷土ニ関係アル部分ハ比較的詳細ニ之ヲ授ク¹³⁾」、そして理科では「必ズシモ学問的体系ニ泥ムコトナク主トシテ日常生活及産業ニ関係アル材料ヲ理解セシムルコトニ力メ¹⁴⁾」といった記述がみられた。「実際生活」あるいは「日常生活」、そして「郷土」に立脚した教授内容が、各学科で求められていたことがわかる。公民科、実科の新設とともに、中学校の各科目に関して、まさに「実際化、地方化」を実現しようとしての委員会改正案であった。

第三項 総会、特別委員会、特別小委員会における審議内容

1. 審議経過の概略

以上の「中学校教育調査委員会報告書」をもとに、諮詢第11号案「中学校教育改善ニ関スル要項」が作成され、文政審議会においてその議論がなされた。前述の通り、総会が2回、特別委員会が19回、小委員会が6回の合計27回にもおよぶ会議が開催され、審議が進められた。1つの事項について27回にもおよぶ会議数は文政審議会の各諮詢案件の中で最多であり、また小委員会の設置もこの第11号限りであった。

諮詢第11号についての第1回目の総会は全体の第15回総会にあたり、1928（昭和3）年10月5日に開催された。当局側の趣旨説明と概括的な質疑が交わされ、15名（1929年4月18日以降16人）の委員からなる特別委員¹⁵⁾に付託された。特別委員会における主な審議内容は、大別して第1種、第2種課程の設置をめぐる問題と、当局から諮問案に付帯して

提出された学科課程をめぐる問題の2点であったが、議論の中心となったのはやはり前者についてであった。それまでは単一の課程であった中学校を、実業的な内容を中心とした第1種と従来通りの第2種とに分けるという学制上の改革に関する議題である。中学校制度に関しては、実質的に学制上の大改革となり、議論の焦点はこの件に集中したのである。

一方、学科内容、教材配列についての議論は、第1種、第2種課程設置問題の討議の間を縫うようにして断続的に行われた。その大半は諮詢案第三の四項¹⁶⁾の削除との関連で新設の公民科、作業科等の趣旨と必然性をめぐる議論であった。特に公民科に関しては、普通選挙実施直後の新設であり、中心的な議論となった。

以上のような特別委員会19回、そして特別小委員会6回を経て、諮詢第11号案に関する最後の総会が、1929（昭和4）年6月20日に第16回総会として開かれた。林博太郎特別委員長から委員会の経過および結果報告がなされた後、補足的な質疑があり、特別委員会の答申要項は無修正で可決された。

2. 公民科新設の目的とそのモデル

では、実際の審議の中で、新設される公民科はどのようなものとして構想されていたのであろうか。まずその目的に関して、第1回の特別委員会（1928年10月12日）の席上、普通学務局長である武部欽一は以下のように述べていた。

「寧口今日ニ於テ国民ノ政治的生活、經濟的生活、果タ又社会的生活ヲ全ウスルコトニシマシテモ智徳ヲ涵養スル、即チ殊ニ精神教育ト云フ方面ガ大事デアル、即チ法規ヲ遵^フシテ行カナケレバナラヌ、又国民ガコノ社会生活ヲ致シテ行ク上ハ、共存共榮ト云フコトノ本義ニ依テソレノ精神ヲ養ッテ行クト云フコトガ、之ガ最モ大切ナコトデハナイカ、ソコデサウ云フ精神ヲ養フト云フ方面ニ於テ公民科ノ教授ヲ行フヨウニ致シタイト云フノガ今回ノ新タニ公民科ヲ設ケル所以デアリマス¹⁷⁾」（下線筆者）

従来実施されていた法制及經濟は、法学通論や経済学通論というように、今日の大学の講義内容の縮図のような内容で行われていた。専門性が強く、「学問的ノ一定ノ体系ヲ整ヘマシタヤウナ法律学教育、経済学教育」が実施されていた。こうした教育よりも国民としての生活を全うすることが大切であり、そのためにには「智徳」の涵養、「即チ殊ニ精神教育ト云フ方面ガ大事」である。また精神教育を行うにあたって、特に大切なのは法規

遵奉と共に存共栄の精神であり、この精神を養うために公民科を設置した。つまり、武部によれば、公民科の科目全体の目的として、まず遵法と共に存共栄を目指した精神的陶冶を目的としていたことがわかる。

では、具体的にどのような内容と方法で公民科を構想したのであろうか。前述したように、中学校で公民科を新設するにあたって、その内容や教授方法については、1924（大正13）年に制定された実業補習学校の「公民科教授要綱」がモデルとなって編纂された¹⁸⁾。そしてさらに特別委員会では、鈴木静穂¹⁹⁾、原房孝²⁰⁾、そして岡篤郎²¹⁾の3名が、その実践事例を報告をしている。新設される科目であるため、従来の法制及経済とどこが違うのか、その具体像を探るとともに、中学校公民科のモデルを提示するためであった。例えば、岡は以下のように報告していた。

まず、実業補習学校の公民科の授業に対して、「生徒ガ非常ニ感興ヲ以テサウシテ積極的ニト申シマスカ、動的ト申シマスカ、學習ヲ致シテ居ル態度ヲ見テ愉快ニ感ジテ居ル²²⁾」と率直な感想を述べていた。そして、公民科の教授事例として、生徒の身近な事例や日常生活を学習の出発点とする重要性を指摘していた。従来の法制経済のように、法律の大要や経済学の一部を講義するというやうないわば知識伝達型の教授方法ではなく、「生徒ガ日常見聞致シマシタ事柄ニ基キ」、学習を展開するのである。例えば生徒が新聞や雑誌を見た、選挙の様子を見た、あるいは役場の前に掲げてある掲示を見たというような生徒の経験をもとにして、「才互ニ問答²³⁾」し、その際に平素疑問に思っていることを自由に発言してそれから授業を始めるのである。また経済や法律に関する事項を扱う場合においても、日常生活に引き寄せ、家庭の具体的な問題等を事例として展開することを目指していた。すなわち、日常生活に基づき、「実際的」に教授することを求めていた。

また、地方に応じた題材や教材を取り入れることを重視していた。同じ実業補習学校でも、都市と農村ではそれぞれ事情が異なり、さらに都市でも大都市、中小都市があり、農村も同様である。それぞれの地方の状況に応じ、その地方の教材を取り入れ、そして「実際生活ニ有効ナラシムル」ことの重要性を指摘していた。また各地の実業補習学校の実情としても、文部省の「公民科教授要綱」をもとにしつつも「成ルベク其地方ニ関係ノアル所ノ教材」を加えて、教授要目の作成を期していた。実業補習学校の実情を踏襲し、地方に即した公民科の展開を求めていたのである。さらに、時事問題²⁴⁾、共同作業²⁵⁾を積極的に取り入れることに關しても報告していた。

こうした実践報告は、1931（昭和6）年度以降、中学校で新設される公民科のモデルと

して、その具体像の事例として文政審議会で報告された。中学校で新たに導入される公民科は、このような実業補習学校の実践をふまえて構想されたのである。

第四項 実業補習学校の「公民科教授要綱」と中学校における「我ガ郷土」

1. 実業補習学校の「公民科教授要綱」

前述したように、1931（昭和6）年に中学校を中心に新設された公民科は、その教授要目を作成するにあたって、1924（大正13）年に制定された実業補習学校の「公民科教授要綱」がモデルとされていた。では実際に、実業補習学校の「公民科教授要綱」はどのようなものであったのだろうか、その作成経緯と内容に関して検討したい。

実業補習学校の公民科による公民教育の振興は、既に1919（大正8）年の補習学校規定改正時から課題となっていた。補習学校の後期、すなわち高等科における補習教育の眼目を公民教育と職業教育の2点に集中しようという方向で、補習学校制度の改正が行われたのである²⁶⁾。そこで、実際の公民科の内容に関して、26名の委員を選出し、その教授要綱の作成にあたった²⁷⁾。完成には、3年を費やしている。

さて、こうした教授要綱は、実際に「公民科教授要綱²⁸⁾」として1924（大正13）年に制定された。時数は、農村の実業補習学校においては3年間、都市の実業補習学校においては2年間で約100時間教授するものとしており、農村部、都市部のそれぞれの地方に応じて編成されていた。

農村部については、第1学年から第3学年までそれぞれ15題目²⁹⁾が設定されていたが、そのうち第1学年に「我ガ郷土」が設けられていた。全部で15の題目中、最後の題目として掲げられ、要目として「我ガ郷土」「愛郷ト愛国」の2つが上げられていた。さらにその細目として前者は「我ガ郷土」と「郷土ノ歴史ト慣例」の2つ、後者は「愛郷ト愛国」の1つが掲げられていた。また「教授要旨」には、「本課ハ郷土ニ於ケル自然・歴史・伝説・慣例等ヲ説キ愛郷ノ精神ヲ養ハシム」とその趣旨が述べられていた。つまり、「我ガ郷土」では、自分の生活する郷土の自然や歴史、伝説、慣例等を題材として、こうした郷土に対する愛郷心、ひいては愛国心の涵養を扱う内容になっていた。

それに対して、都市部は第1学年、第2学年ともに21題目で、そのうち第1学年の（一四）に、「我ガ市」が設けられていた。要目として「我ガ市」「愛市ト愛国」の2つが掲げられ、その細目として「我ガ市」が「我ガ市ノ沿革」「我ガ市ノ現勢」の2つ、

「愛市ト愛國」が「愛市ト愛國」が上げられていた。また「教授要旨」には「本課ハ我ガ市ノ現勢及沿革ヲ授ケ愛市ノ精神ヲ養ハシム」とその趣旨が述べられていた。つまり自分が生活するその都市の現状や歴史的沿革を学習し、愛市の精神とさらには愛国的精神を涵養するものであった。さらにこうした各題目の教授にあたり、できる限りその事例を日常生活における経験の範囲に求め、理論中心の教授に陥ることのないよう指摘していた³⁰⁾。

以上が、実業補習学校における「公民科教授要綱」の作成経緯とその内容に関する概要である。前述の通り、その設定の趣旨は、自分の生活している農村や都市に対する理解を深め、そして愛郷心や愛国心を涵養することにあった。加えて、専門的理論中心の授業、知識の伝達中心の授業展開の是正を目指し、日常生活の経験から学習を出発されることを目的としていた。

2. 中学校における公民科の新設と「我ガ郷土」

この実業補習学校の「公民科教授要綱」がモデルとなり、中学校の公民科が新設された。文政審議会における諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」の審議、答申を経て、1931（昭和6）年、文部省は中学校令施行規則の改訂とともに「教授要目改正³¹⁾」を行った。これにより中学校に公民科が新設され、その中で「我ガ郷土」が課せられたのである。

新設された公民科は、第4・5学年に設けられ週2時間とされた。第4・5学年ともに15の題目が設定され、そのうち第4学年の「地方自治」の題目中に「我ガ郷土」が課せられた。まず第4学年の15の題目は以下の通りである³²⁾。「人ト社会」「我ガ家」「一家ノ生計」「職業」「教育」「神社」「宗教」「公安」「地方自治」「市町村」「府県」「農村ト都市」「産業」「貨幣及金融」「交通」。

「我ガ家」、「一家ノ生計」といった生活と結びついた身近な題目から、やがて「市町村」、「府県」というように同心円的に拡大した配列をしたことがわかる。そして、このうち「地方自治」に関しては、さらに「地方自治ノ沿革」「地方自治ノ精神」「我ガ郷土」という3つの細目が設けられていた。「我ガ郷土」は、実業補習学校の公民科では、15の題目に「我ガ郷土」が単独で設定されていたが、中学校の場合は「地方自治」の題目の中に設定されてたのである。また、実業補習学校でみられた「我ガ郷土」「我ガ市」といった農村部と都市部の区別はみられず、一律に各題目が設定された。さて、3つの細目のうち、特に「我ガ郷土」に関しては、「我ガ郷土ヲ教授スル際愛郷愛國ノ事ニ説キ及ブベシ」とあり、特に愛郷心と愛国心に関して教授することとされていた。すなわち、この「地方

「自治」における「我ガ郷土」の単元は、地方自治の沿革やその精神を理解するとともに、愛郷心と愛国心の涵養といった精神教育の充実を目的として設定されていた。これは、「郷土ニ於ケル自然・歴史・伝説・慣習等ヲ説キ愛郷ノ精神ヲ養ハシム」とした、実業補習学校の「我ガ郷土」を踏襲している点であることがわかる。

しかし、これから「我ガ郷土」の導入の目的がそうした愛郷心・愛国新涵養のみであるとするのは早急である。「我ガ郷土」は「地方自治」題目全体のうちの小単元としての位置付けであり、加えて、これに関する公民科教授に関する最初の注意においては「教材中我ガ家、我ガ郷土、我ガ府県、我ガ国家ノ題目ヲ選ビタルハ生徒ノ親熟シタル日常生活ノ事項トシテ之ヲ取り扱ハシガ為ナリ」と記されていた。すなわち、今回の改正の全体の指向性を示している「教育の実際化、地方化」をこの公民科の題目に反映させたものであり、従来の法政及経済の反省点をふまえ、専門性が高く抽象的な内容の改正を目指して設定されたのである。

第五項 施策の目的

以上、本節では、まず中学教育の改正について、特に公民科の新設と「我ガ郷土」の導入を取り上げ、施策の成立過程と内容に関して、文政審議会の審議、答申を検討することで明らかにしてきた。

この改正は、教授要目といった中学校における教育内容の改正のみでなく、広くはその学制上の根本改革とともに行われた。まず改正の背景として、中学校の量的拡大とそれとともに質的変容があった。元来さらに上級の高等教育を受けようとする少数者の学校といった観があった中学校は、「廣ク社会ノ各方面ヨリ種々ノ志望ヲ有スル生徒ヲ収容スル」所に変容したのである。また、中学校卒業後の生徒の状況をみてみると、中学校を卒業して上級諸学校に入学するものは卒業者の3分の1であり、さらに、そのうち高等学校に入学するものは、わずかに全体の10分の1に過ぎなかった。すなわち、中学校卒業者の大部分は卒業後直ちに就職する状態であったのである。こうした状況にもかかわらず、現行制度を振返ってみると、「多数ノ科目ヲ掲ゲテ總テノ生徒ヲシテ一様ニ之ヲ必修セシメ其ノ能力、志望、土地ノ状況等ニ依リテ斟酌スルノ余地極メテ少ナカラシム」状況であり、いわば旧来通りの、上級校へ進学する者のための教育が行われていた。こうした教育は、極論すれば中学校生徒の1割のためのものであり、残りの、卒業後すぐ就職していく者た

ちへの教育ではなかった。また上級学校を目指す生徒に関しては、中学校は準備教育的な色彩がより強くなり、「人格ノ修養」の点で問題視されていた。諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」は、こうした状況を開拓するため、中学教育を「実際生活」、そして「地方ノ実情」に「適切ナラシメン」がために審議されたのである。

まず中学校改革草案の際、中学教育調査委員会の第1回委員会の席上、水野鍊太郎文相より委員会の任務に関して指示がなされた。それは「先ツ第一ニ今日ノ通弊デアル所ノ画一打破ト云フコトニムカツテ進ンデ貰ヒタイ、第二ニハ教育ノ実際化ト云フ方向ニ向ツテ貰ヒタイ、第三ニハ教育ノ地方化ト云フコトニ向ツテ進ンデ貰ヒタイ³³⁾」ということであった。つまり、第1に中学教育の画一打破、第2に中学教育の実際化、そして第3に中学教育の地方化についての諸方策を検討するということである。

そして、改正の結果、制度上は実業を必修とする第1種課程と、外國語・数学等を重視する第2種課程を編成することにし、前者については主として就職予定の教育を、後者においては進学希望者の教育を行うことにした。またそれにともなって各科目的教授要目が改正された。遵法と共存共栄を目指した精神的陶冶を目的として公民科が新設され、その中に「我ガ郷土」の題目が課されたのである。「公民科教授要綱」の作成にあたっては、1924（大正13）年に制定された実業補習学校における「公民科教授要綱」が参考にされ、その中に既に「我ガ郷土」は設定されてた。要目として「我ガ郷土」「愛郷ト愛国」の2つが上げられ、自分の生活する郷土の概要と、その歴史や慣例、そしてそうした郷土に対する愛郷心とさらに愛国心の涵養とを扱う内容になっていた。また各題目の教授にあたり、できる限りその事例を日常生活における経験の範囲に求め、理論中心の教授に陥ることのないよう注意がなされていた。知識偏重の授業や、教師による教授中心の授業ではなく、生徒の経験から出発することを重視していたのである。

また公民科の実践例として、鈴木静穂、原房孝、そして岡篤郎の3名が、特別委員会に招かれ、その実践事例を報告をしていた。いずれの報告も、従来の法制経済は法学通論や経済学の反省に立ち、まず生徒の日常生活に学習の基礎をおくことを重視していた。また、その地方に即した教材や題材を積極的に扱って行くこと、実地見学や共同作業等より具体的な教授が求められていた。こうした実業補習学校の実践は、中学校を中心に新設される公民科のモデルとして、文政審議会特別委員会で報告された。中学校で新たに導入される公民科は、このような実業補習学校の実践での有効性をふまえて構想されたのである。

そして、こうした中学校の学制改正、「教授要目改正」の実施の根底にあるものは、従

来の教育を知識偏重であるととらえ、そうした画一的な教育を打破しようとする「教育の実際化、地方化」の実現であった。中学校への進学者の急増と、卒業者の変容から、中学校制度の根本的見直しとともに、その教授内容の改正も要求されていた。公民科の新設、そして教授題目である「我ガ郷土」の導入も、こうした中学校の実情をふまえ、それを改正すべく、「実際化、地方化」が求められる中で設置されたのである。

【註】

- 1) 武部欽一「郷土教育の本義」『郷土教育』第20号、1932, pp. 2-3.
- 2) 例えば、平山光衛の「郷土と郷土教育」（宇都宮大学教育学部『宇都宮大学教育学部紀要』第31号、1981, pp. 33-43）は、「このようにして文部省は、昭和二年から第二次世界大戦前夜まで、一貫して郷土教育を助成し、振興し、もって教育の荒廃を防ごうとしたのであったが、戦争の激化とともに下火となつた」（p. 39, 下線筆者）としている。
- 3) 「文部省主催郷土教育講習会に於ける研究会記録」郷土教育連盟『郷土教育』第23号、刀江書院、1932, pp. 36-124に詳しい。
- 4) 委員は、森岡常蔵（文部省督学官）、熊木捨治（同）、佐藤礼吉（同）、吉田熊次（東京大学教授）、阿部重孝（東京大学助教授）、乙竹岩造（東京高等師範学校教授）、斎藤斐章（同）、佐々木秀一（同）、杉敏介（第一高等学校長）、塙原政次（東京高等学校長）、西村房太郎（千葉県立中学校長）、清水由松（麻布中学校長）、湯沢直蔵（東京一つ橋高等小学校長）、野口援太郎（帝国教育会理事）、大島正徳（同）であった。（国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 参考史料（下）』明星大学出版部、1989, p. 164参照）
- 5) 阿部彰『文政審議会の研究』風間書房、1975, p. 208参照。
- 6) 国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 第一集 総覧』明星大学出版部、1989, pp. 13-18参照。
- 7) 国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 第四集 特別委員会議事速記録(1)』明星大学出版部、1989, pp. 260-261. 諮詢第11号文政審議会第2回特別委員会（1929年10月25日）において、委員会の求めに応じて、赤司鷹一郎が報告した「中学教育調査委員会審議経過および結果報告」による。

- 8) 前掲書4), p.150.
- 9) 12の決議事項は、以下の通りである。
- 「一、中学校ノ学科課程及各科目教授要綱、二、高等小学校第二年ヨリ連接スペキ就業年限三年ノ場合ニ於ケル学科課程、三、夜間中学校ハコレヲ認ムルコト、四、道府県ニ教育評議会ヲ設置スルコト、五、私立中学校ノ設立容易ナラシムルト共ニ一層之ガ完備ヲ図ルコト、六、上級学校入学ノ為ニ中学校ノ教育ヲ破壊セシメザル方法ヲ講ズルコト、七、指定学校ノ生徒ヲシテ中学校ニ転学スルヲ得シムルコト、八、中学校教科書ヲ改善スルコト、九、修学旅行ノ日数ヲ教授日数ニ算入スルコト、十、半年新旧制ニ付一層研究スルコト、十一、貧困児童ノ優秀者ニ中学教育ヲ施スノ方法ヲ一層研究スルコト、十二、中学校令施行規則第二十四条第三項ヲ削除スルコト」（前掲書4), pp.149-150)
- 10) 公民科に関しては、以下のように記されていた。
- 「(二) 公民科
- 実業補習学校ノ公民科教授要綱ニ準ズ
- 公民科ハ事例ヲ成ルバク日常生活ニ於ケル経験ニ求メ理論ニ偏セズシテ實際ヲ主トシ特ニ公民的精神ノ陶冶ニ留意ス」（下線筆者、前掲書4), p.154)
- 11) 前掲書4), p.153.
- 12) 前掲書4), p.154.
- 13) 前掲書4), p.155.
- 14) 前掲書4), p.155.
- 15) 委員長は林博太郎（貴族員議員、東京帝国大学教授）、委員は福原鎧次郎（貴族員議員、學習院長）、田所美治（貴族員議員、文部次官）、鎌田栄吉（貴族員議員）、斯波忠三郎（貴族員議員、東京帝国大学教授）、田中隆三（衆議院議員、文相－1929年11月-1930年12月浜口雄幸内閣）、井上孝哉（内務次官、衆議院議員）、鵜沢総明（衆議院議員、明治大学長）団琢磨（三井合名会社理事長）、木村久寿弥太（三菱合資会社總理事）、赤司鷹一郎（元文部次官）、藤沢利喜太郎（帝国学士院会員第二部長）、山川健太郎（枢密顧問官）、林毅陸（慶應義塾熟長）、川田正激（公立中学校長）、西村房太郎（1929年18日以降、千葉県立中学校長）であった。（前掲書6), p.85参照）
- 16) 諮詢案第三の四項は以下の通りであった。

「四 学科課程ヲ全般ニ亘リ整理按排スル關係上從來比較的多ク時数ヲ配当シタル外國語、数学ノ毎週教授時数ヲ減少シ其ノ基本的知識ハ基本科目トシテ一様ニ之ヲ授ケ進ミタル程度ノ學習ハ增課科目ニ於テ專修セシムルモノトスルコト」（国立教育研究所内日本近代教育史料研究会、『資料 文政審議会 第三集 総會議事速記録(2)』、明星大学出版部、1989、pp.151-152）実業科の増設や公民科新設のための時間数を、外國語や数学の時数を削ることで確保しようとするものであった。

- 17) 前掲書7), p. 235.
- 18) やはり、第1回特別委員会（1928.10.12）の席上で、武部は以下のように述べている。
「（公民科の一筆者）内容ハドウ云フ風ニシ、教へ方ハドウ致シタシタナラバ此目的ヲ達シ得ルノデアルカト申シマスト、是ハ大正十三年二文部省ガ実業補習学校ニ付キマシテ公民科教授要綱ト云フモノヲ制定致シマシテ（実施している一筆者）、…中略
一筆者…デ今回此中学校ニ付キマシテ公民科ヲ設ケマスルニ付キマシテモ、其ノ教授ノ要旨、要綱ト云フモノハ大体実業補習学校ノ公民科教授要綱トシテ編纂致シテ居リマス、此趣旨、此精神、大体ノ順序ト申シマスカ、サウ云フヤウニ則ツテ授ケヨウ、又内容ヲ授ケヨウト云フ考エデ居リマス」（前掲書7), p. 235)
- 19) 鈴木は、第4回特別委員会において報告した。松沢村実業補習学校校長で、実業補習学校の「公民科教授要綱」作成にも携わっていた。
- 20) 原は鈴木に続いて第5回特別委員会に招聘され、その報告をした。所属は、東京高等師範学校附属中学校の教諭であった。既に同中学校においては、1923（大正12）年から6年間ほど、全国に先駆けて公民科を実践しており、また今回の中学校教授要目作成委員でもあった。
- 21) 岡は、原と同様に第5回特別委員会において報告した。補習教育主事として全国の実業補習学校の指導的立場にあり、公民科の実践事例に関しても数多く観察していた。
- 22) 前掲書7), p. 382.
- 23) これに関して、岡は以下のように述べていた。
「從来ノ法制經濟ノヤウニ法律ノ大要ヲ教ヘルトカ、或ハ経済学ノ一部ヲ講義スルト云フヤウナ態度デハゴザイマセヌデ、生徒ガ日常見聞致シマシタ事柄ニ基キマシテ、譬へテ申シマスト云フト生徒ガ或ハ新聞ヲ見タ、或ハ雑誌ヲ見タ或ハ選挙ノ様子ヲ見タ、或ハ役場ノ前ニ掲ゲテアル掲示ヲ見タ云フヤウナコトヲ元ニ致シマシテ、抽象

的ニ講演式ノ教授ヲ致シマセヌデ，才互ニ問答ノ間ニ實際ノ此生活ト云フモノヲ本ニ致シマシテ教授致シマス，従ッテ平素カラ青年ガ不思議ニ考ヘテ居ッタ疑問等ハ其際ニ自由ニ出シマシテ，サウシテ充分ニ了解ノ行クヤウニ教授ヲ受ケ受ケルノデアリマスカラ，其教授ノ効果ハ申ス迄モナク大変宜シユウゴザイマス」（下線筆者，前掲書7），p. 382）

- 24) これに関して、岡は以下のように述べていた。

「今日デハ公民科ノ教授要目或ハ教授細目ナドヲ見マスト云フト，其処ニハ必ズ時事問題ト云フヤウナモノモ書キ入レル，又ハ色々学校ト力其町村ニ起コリマシタ事ヲ公民科ノ教授ニ特ニ引用ヲシテ，サウシテ教授ノ効果ヲ挙ゲルニ都合ノ好イヤウナ偶發事項ト云フヤウナモノモソコニ必ズ教授ノ前ニハ書キ入レテ準備ヲシテ置ク…」（下線筆者，前掲書7），p. 385）

- 25) これに関して、岡は以下のように述べていた。

「生徒ノ公民訓練ト云フコトヲ念頭ニ忘レテハ成ラヌノデアリマシテ，従ッテ公民科ノ教授ヲ致シマタ場合ニハ必ズ教材ト関連致シマシテ生徒ガ色々ナ共同作業ヲ致シマシテ，又農業補習学校，商業補習学校或ハ工業補習学校等デハソレゾレ実習作業ヲ致シマス…特ニ共同デ致ス場合ニ於キマシテハ此公民科ノ教授ト最モ關係ガ深ク，又公民訓練ヲヤル最モ適切ナ機会デゴザイマスカラ，サウ云フ場合ニハ公民科ノ教授ノ精神ヲ引キ継イデ實際ノ作業ノ場合ニ能ク青年ヲ指導スルト云フコトニ注意ヲ致シテオリマス」（下線筆者，前掲書8），pp. 387-388）

- 26) 第3回特別委員会（1928年11月2日）の席上で、文部政務次官である山崎達之輔は以下のように述べている。

「公民科ノ公民教育ト云フモノヲ振興シナケレバナラスト云フコトハ，モウ十年以上前カラ叫バレテアツタヤウニ承知ヲシティルト居ルノデアリマスガ，ソコデ此公民科ノ内容ヲドウ取り扱フカト云フ問題ガ十年バカリ前カラ文部省モ色々研究ヲ始メテ居リマシテ，大正八年ニ補習学校規程ヲ非常ニ改正ヲ致シタコトガアリマス，其時分ニ御承知ノ通り補習教育ノ後期，即チ高等科トデモ申シマスカ，後期ノ補習教育ノ眼目ヲ公民教育ト職業教育，此二点ニ集中ヲショウト云フ考エテ，補習学校ノ制度ガ出来タ」（下線筆者，前掲書7），p. 306）

- 27) 前掲書7），pp. 336-337. 第4回特別委員会（1928年11月22日）の武部欽一の発言より。

また「文部省訓令第二二号 公民教育調査委員会規程」『大正十一年 法令年纂』1922.12.13には以下のように記されている。

「第一條公民教育調査委員会ハ実業補習学校ニ於ケル公民教育ニ関スル事項ヲ調査ス
第二條公民教育調査委員会ハ委員長一人及委員二十五名以内ヲ以テ之ヲ組織ス」
公民科教授要綱の編纂委員の他、委員長を含め26名の公民教育調査委員会を設け、
実業補習学校の公民教育に関する調査にあたらせていた。

- 28) 「文部省訓令第一五号 実業補習学校公民科教授要綱」『大正十三年 法令年纂』1924.10.9参照。
- 29) これに関して、「文部省訓令第二二号 公民教育調査委員会規程」『大正十一年 法令年纂』1922.12.13には以下のように記されていた。
「第一條公民教育調査委員会ハ実業補習学校ニ於ケル公民教育ニ関スル事項ヲ調査ス
第二條公民教育調査委員会ハ委員長一人及委員二十五名以内ヲ以テ之ヲ組織ス」
公民科教授要綱の編纂委員の他、委員長を含め26名の公民教育調査委員会を設け、
実業補習学校の公民教育に関する調査にあたらせていた。編纂委員は、「穂積重遠（
司法顧問），清水澄（公法），渡辺鉄藏（経済），上田貞次郎（商科大学），吉田熊
次（教育），中島久万吉（実際家），山崎亀吉（実際家），佐藤寛治（農業），鈴木
静穂（補習學校長）等」（前掲書7），pp.336-337，第4回特別委員会の武部欽一の發
言）であった。
- 30) 「実業補習学校公民科教授要綱」の「本要綱実施上ノ注意」には、以下のように記
されていた。
「一 本要綱ハ実業補習学校ニ於ケル公民科ノ教授事項ニ就キ其ノ標準ヲ示シタルモ
ノニシテ農村ノ実業補習学校ニ於テハ三年間ニ，都市ノ実業補習学校ニ於テハ
二年間ニ約百時間教授スルモノトシテ編成シタルモノナリ
二 本要綱ニ依リ教授ヲ為スニハ出来ル限り事例ヲ日常生活ニ於ケル経験ノ範囲ニ
求メ理論ニ偏セス道徳的情操ノ陶冶ニ努ムヘシ」（前掲書28），p.51参照）
- 31) 「文部省訓令第五号 中学校教授要目改正」文部大臣官房文書課『昭和六年 法令年
纂』発行年不明，pp.31-97参照。
- 32) 前掲書31)，pp.35-37.
- 33) 前掲書7)，pp.260-261.

第二節 師範学校の学制改革と地理科における「地方研究」の導入

第一項 文政審議会における審議日程

師範学校の改正は、先の中学校に続き、諮詢第12号「師範教育改善ニ関スル件」として文政審議会で審議、答申がなされた。これを受け、文部省は施行規則の改正とともに「教授要目改正」を行った。そしてこの改正により、師範学校の地理科において「地方研究」が課せられたのである。

これに関して、文政審議会における、草案、審議、答申の日程は以下に示す通りである（前掲資料2-1「文政審議会による審議経過と郷土教育関係施策」参照）。まず、前節で述べた中学校の改正に関する「中学校調査委員会報告書」が、同委員会により可決された直後、1928（昭和3）年9月18日に、委員18名による師範教育調査委員会が設置され、さらにその中から6名で特別委員会を設置し、具体案の作成にあたった。この特別委員会において、いわば草案の原案作りが取り組まれ、ほぼ3ヶ月後の12月末日までに「稍々決定的な具体案！」が作成された。これをもとに師範教育調査委員会における答申を経て、「師範教育調査委員会報告書」が作成され、文部省に提出された。前述した中学教育調査委員会では、ほぼ9ヶ月をかけてその報告書を作成、提出していた。これと比較すると、3分の1の日程である。そして、この報告書を原案にしたもののが1930（昭和5）年11月24日に諮詢され、同年12月4日、文政審議会第17回総会の席上で、田中隆三文相（浜口雄幸内閣）により諮詢第12号「師範教育改善ニ関スル件」として、文政審議会に提出された。

総会は、以後同年12月5日に第18回、12月23日に第19回を開催し、第17回を含めて合計3回開催された。またこの間に、第18回総会で特別委員15人が選出され、同年12月8、12、15、18日の合計4回にわたって特別委員会が開かれた。この諮詢第12号に関する総会の最終日、12月23日の第19回総会において、特別委員会での審議経過及びその結果が報告され、それまでの議論を総括し答申案について審議の後可決され、翌1931（昭和6）年の1月19日に文部省に答申された。

以上のように、文政審議会ではこの1930（昭和5）年12月だけで、総会3回、特別委員

会4回の計7回の会合をもっており、この1ヶ月間の計7回の会合で、諮詢12号「師範教育改善ニ関スル件」の審議、答申を完了させた。

第二項 師範教育調査委員会による草案

1. 師範教育調査委員会の構成委員と草案作成の根本方針

前述のように、総会での審議に先立ち、文部省内に師範教育調査委員会が設置された。諮詢第12号案の草案作成のためである。1928（昭和3）年9月18日に委員長および委員18名²⁾の任命があり、同年9月21日に最初の師範教育調査委員会が開かれた。このうち、森岡常蔵、稻村彦六、阿部重孝、佐々木秀一、桜井賢三、宮沢健作の6名で特別委員会を設置し、具体案の作成にあたった。なお、委員長赤司鷹一郎はこの前の中学教育調査委員会の委員長も務め、また委員のうち、阿部、佐々木、野口、森岡の4名は、やはり中学教育調査委員会の委員を務めている。特に、阿部と森岡はともに起草委員を務めており、中学教育と師範教育に関するこの昭和初期の中等教育改正において、非常に重要な位置を占めていたことがわかる。

さて、草案に先駆けて、1928（昭和3）年9月21日の最初の師範教育調査委員会において、山崎政務次官から、以下のような文部省の根本方針が述べられていた。

「大正十四年の議会において衆議院は国民教育の根本改革に関する建議案を全会一致をもって可決している。この建議の趣旨を尊重し、文部省はさきに中学教育の改善に着手し既に一段落を告げたから、今回小学校教育の根本となる師範教育の改善に着手することになった。依つて委員会は左の趣旨に基づいて調査研究し速に具体案を作成せられたい³⁾。」（下線筆者）

前章で述べた1925（大正14）年の衆議院における「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」の趣旨を尊重し、中学教育改善に着手し既に一段落を迎えたので、今回、やはり同じ趣旨に基づき、小学校教育の根本となる師範教育の改善に着手するとされていた。中学教育の改善と同様に、1925（大正14）年の衆議院における「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」の趣旨を踏まえての取り組みであることがわかる。

加えて、具体的に「師範教育改善ニ関スル要項⁴⁾」が提示された（資料2-2「師範

資料 2-2 「師範教育改善ニ関スル文部省指示要項」

本件ハ昭和三年九月二十一日師範教育調査会ニ指示シタルモノ（1928年9月21日の最初の師範教育調査委員会において山崎政務次官から文部省の根本方針が述べられた。）

師範学校教育改善ニ関スル要項

- 第一 師範学校ノ第二部ノ修業年限ヲ2年トスルコト
- 第二 師範学校ハ土地ノ状況ニ依リ第1部又ハ第二部ノミヲ置クコトヲ得シムルコト
- 第三 左ノ旨趣ニヨリ師範学校ニ於ケル生徒教養ノ要旨ヲ改ムルコト
- 一 教育者タルノ人格ノ陶冶ニ関シテハ常ニ親ノ慈愛ヲ以テ児童ニ対シ教育ヲ樂ムノ氣風ヲ養ワンコトニ努メシムルコト
- 二 教育ニ関スル旨趣ニ基ツキ学校教育ノ全般ヨリ道徳教育ヲ行ハンコトヲ期シ常ニ生徒ヲ実践躬行ニ導キ殊ニ國体觀念ノ涵養ニ意ヲ用ヒ我ガ建国ノ本義ト國体ノ尊嚴ナル所以ヲ會得セシメテ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ強固ナラシムルコトヲ期スヘキコト
- ☆三 生徒ヲシテ都市農村等ニ於ケル社会状況ヲ理解セシメ将来地方ノ実際生活ニ適切ナル教育ヲ為スニ至ラシメンコトニ努メシムルコト
- 四 学科ノ教授ハ溢リニ抽象的知識ヲ注入スルヲ避ケ実際生活ニ適切ナル知能ヲ會得セシムルヲ旨トシ小学校ニ於ケル教授ト関連ヲ保タンコトニ努メシムルコト
- 五 生徒ヲシテ常ニ体育及衛生ニ留意シ健康ノ増進ニ努メシムルコト
- 第四 師範学校ニ於テハ第一部低学年ニ在リテハ一様ノ学科課程ニ依リ教授スルモ其ノ高学年及第二部ニ在リテハ幾分文科的又ハ理科的ノ特色ヲ加味スルヲ得シメ且技能科目ハ生徒ノ長所ニ隨ヒテ專修セシムルノ途ヲ開クコト
- 第五 左ノ趣旨ニヨリ師範学校ニ於ケル学科ノ内容ヲ改善スルコト
- 一 従来ニ比シ一層国民精神ノ涵養ニ力メンガ為修身ハ其ノ名称ヲ改メ道徳ト為シ國体觀念ヲ明徹ナラシメ道徳的信念ヲ鞏固ニシ穩健中正ナル人生觀ヲ抱カシメンコトヲ期シ國語漢文ハ新ニ国文学史ノ大要ヲ授ケルト共ニ国民性ノ涵養ニ資スヘキ材料ヲ多カラシメ歴史ハ外國歴史ヲ稍々簡約ナラシメテ國史ヲ一層審ニシ又外國地誌ニ於テモ經濟産業等ニ付本邦ト密接ニ關係アル地方ヲ審ニシテ國民的自覺ヲ促スニ資スルコト
- ☆二 地方ノ実際生活ニ適切ナル教育ヲ為スニ至ラシメンカ為地理ニ於テハ新タニ地方事情トシテ地方ノ産業、經濟、社會等ニ關スル情勢ヲ知ラシメ又從來ノ博物、物理及科學ヲ総合シテ理科ヲ設ケ實業學科目ノ内容ヲ充實シ家事裁縫ハ一層節約利用ノ習慣ヲ養ヒテ特ニ消費經濟ニ留意セシメ尚各學科目何レモ成ルヘク材料ヲ地方ニ採リテ之ヲ學習セシメンコトニカメ又公民科ヲ新設シテ憲政自治ニ關スル教養ヲ深クシ努メテ事例ヲ日常生活ニ於ケル経験ノ範囲ニ求メテ教授スルコト
- 第六 学資ニ關スル件
- 第七 服務事務ニ關スル件

- ・☆印及び下線は筆者。
- ・国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 參考史料（下）』明星大学出版部，1989，pp.268-269より抜粋。

教育改善ニ関スル文部省指示要項」参照）。特に、第三の師範学校における「生徒教養ノ要旨」を改善することに関する三においては、「三 生徒ヲシテ都市農村等ニ於ケル社会状況ヲ理解セシメ将来地方ノ実際生活ニ適切ナル教育ヲ為スニ至ラシメンコトニ努メシムルコト」とあり、「地方ノ実際生活」に即した師範教育の内容改正が求められていたことがわかる。またその四では、「四 学科ノ教授ハ濫リニ抽象的知識ヲ注入スルヲ避ケ実際生活ニ適切ナル知能ヲ会得セシムルヲ旨トシ」とあり、抽象的知識の注入ではなく、実際の生活に即した知識偏重の打破のための教育が求められていた。

注目すべきは、第五の具体的な学科の内容に関する二で、地理科に「地方事情」（傍点筆者）を設けることを示唆していたことである。つまり、草案に先駆けた文部省指示事項の中に、既に「地方事情」として「地方研究」の原型が提示されていたのである。特別委員による創案ではなく、既に行政側の指示により「師範教育改善ニ関スル要項」として示されていた。その内容に関しては、「地方ノ産業、経済、社会等ニ関スル情勢ヲ知ラシメる」というように、その地方の産業、経済、社会に関する知識を得させることを中心としていた。そして、その目的は「地方ノ実際生活ニ適切ナル教育ヲ為スニ至ラシメンカ為」であるとされていた。すなわち、師範学校を卒業し小学校の教員として現場に就く者たちが、画一的、知識偏重の教育ではなく、赴任地に即した教育が出来るようにとの目的である。

2. 「師範教育調査委員会報告書」

この指示要項を受けて、特別委員により原案が作成され、師範教育調査委員会における審議を経て、「師範教育調査委員会報告書」として文政審議会に提出された。この師範教育に関するいわば改正草案の内容は、以下の通りである。

まず、「説明⁵⁾」として報告書の要点が上げられていた。その内容は、まず制度上の改正について、第1部、第2部の修業年限⁶⁾と女子の第2部就業⁷⁾に関して、次にカリキュラムの改正について、基本科目と増課科目の設置⁸⁾と専攻科における基本科目と専修科目⁹⁾に関して、そして教育内容にかかわる教授要目の改正について、国民精神の涵養¹⁰⁾と「教育の実際化、地方化」を目指すことに関して述べられていた。特に「教育の実際化、地方化」に関しては、「教育ヲシテ地方ノ実際生活ニ適切ナラシムルハ当今ノ急務ナルヲモッテ」として、まず「地理」において「新タニ地方研究ノ項ヲ設ケ其ノ地方ノ産業経済ニ関スル事項社会ノ情勢等ヲ知ラシムルコト」とされた。

次に、具体的な「各学科教授要綱」に関して、特に地理科の「地方研究」に関しては、

文部省指示要項では「地方事情」とされていたものが、この「各学科目教授要綱」では「地方研究」と改められた¹¹⁾。その実施学年と時数に関しては、本科の基本科目のうち、「歴史、地理」の科目において、まず第1部では、最終学年である第5学年において「地方研究」が設けられ、配当時間は2時間であった。それに対し、第2部では、2学年のうちやはり最終学年にあたる第2学年において「地方研究」が設置され、第1部と同様に2時間が配当されていた。最終学年までは第1部、第2部ともに歴史と地理を並行する形で、2時間ずつ履修する構成であるが、「地方研究」はその総括的位置付けで、「小学校ニ於ケル歴史及地理ノ教材ノ研究」と歴史と地理を合せて「教材ノ研究」としていた。

この「地方研究」の内容に関しては、「主トシテ當該府県ノ歴史的沿革、経済、産業、社会等ニ関スル情勢ヲ理解」させるものとなっており、やはりその地方に即した経済、産業、社会、そして歴史的沿革に関する「情勢」を理解するものとされていた。また、地理と並行して設置されている歴史のうち、特に国史に関しては「努メテ郷土ノ材料ニ連関シテ」教授することが指示されていた。

また、「地方研究」の目的に関しては、「将来教職ニ就キタル後此方ノ実際生活ニ適切ナル教育ヲ為シ得ルノ素養ヲ与フルニカムルコト」とされていた。すなわち、師範学校卒業後、各自が小学校教員として任地に赴いた時に、その地方の「実際生活」に適した教育ができるようその素養を培うことを目指したのである。

さらに、こうした「教育の実際化、地方化」の実現は、「地理」や「歴史」に限らず、他教科においても見受けられた。例えば、「理科」においては、従来の「博物」「物理」「化学」を統合し、「一層実際生活ニ密接ナル知識ヲ習得セシメンコトヲ期シ」とされ、また「実業」においては「地方ノ実情ニ対スル理解ヲ深カラシムルト共ニ職業ヲ尊重シ勤勉力行ニ氣風ヲ養ワンコトニカメ」とのこと、そして「家事裁縫」において「務メテ土地ノ実情ニ適切ナラシメ特ニ実習ニカヲ尽クスコト」としていた。それぞれ、「実際生活」や「地方ノ実情」に即した教育内容の再編を目指して草案されたのである。

第三項 文政審議会の総会、特別委員会における審議、答申

1. 総会、特別委員会における審議、答申

先の「師範教育調査委員会報告書」を原案にして、「諮詢第十二号草案¹²⁾」が作成された。その内容の要点は3つで、第1は師範学校の第2部の修業年限を二年とすること、

第2は文部大臣の許可を受ければ、第1部または第2部のどちらかを置かなくてもよいこと、そして第3は学科課程を改善することであった。特に第3の学科課程に関しては、一、「国民精神ノ涵養」のため、二、「実際生活ニ適切有用ナル教育」を施すため、三、「公民的陶冶」充実のため、四、第4・5学年における専修科目に関しての4点が上げられていた。特に「地方研究」に関しては、このうちの二において「(1) 地理科ニ於テ新タニ地方研究ヲ課シテ地方ノ産業、経済、行政、社会等ノ情勢ヲ理解セシム」とされた。

この「諮詢第十二号草案」が、総会や特別委員会で審議された。まず特別委員会¹³⁾は、1930（昭和5）年12月8, 12, 15, 18日の4回にわたり開催された。その審議内容は、12月23日の第19回総会（諮詢12号に関する全3回の総会の最終回）において、特別委員会委員長林博太郎から報告された¹⁴⁾。内容は、まず第1部、第2部の対立に関する質疑応答が3件、第2部の修業年限延長についてが7件、第1部または第2部の単独設置に関してが5件、師範学校教員の待遇に関してが1件、諮詢の第3項の学科課程に関する質疑応答が3件であった。特に、地理の「地方研究」導入に関しては、この特別委員会での質疑応答はなされなかった。「結局当局ノ調査研究ニ信頼スルコトニ致シマシテ各項ヲ可決致シマシタ次第デゴザイマス」と林が述べている通り、師範教育調査委員会の草案がそのまま可決されたのである。

総会における審議、答申では、本科第2部の修業年限を2年とすること、文部大臣の許可により第1部か第2部かを単独設置できることのそれに関する議論が大部分を占めた。それは、先の田中文相の諮詢案説明にもあるように、今回の改訂の大きな課題として、中学校への進学者急増とそれにともなう第2部の生徒数の増加に対応するための措置をどうするかにあったからである。

また学科課程に関する内容、あるいは教授要目に関する内容の審議はほとんどみられなかった。特に、「地方研究」に関しては、1930（昭和5）年12月5日の第18回総会においての、斯波貞吉委員（衆議院議員）の質問に対する、中川健蔵幹事長（文部次官）の答弁に見られるだけであった（資料2-3「斯波・中川の答申」参照）。その概略は、以下の通りである。

まず斯波は、学科課程の内容に関する改善をいくら施しても、師範学校教員側の改善がなければ、十分にその実績を上げることが出来ないのではないか。例えば師範学校の生徒に対して、高等師範を出立ての教師が、「地方研究」を満足に教えられるのか。寧ろ生徒の方が詳しいのではないのかとの質問をした。それに対して中川は、今回の改訂は、教授

資料 2-3 「斯波・中川の答申」

- ・1930（昭和5）年12月5日（第18回総会－諮詢12号に関しては2回目の総会－特別委員15人を任命し、付託。）の総会においての斯波貞吉委員（衆議院議員）の質問に対する、中川健蔵幹事長（文部次官）の答弁。

〈斯波〉

「其様ナ学科課程ノ改善ト云フコトハ、是ハ唯々斯ウ云フコトヲ定メルト云フニ過ギナイノデアッテ、果タシテ実際ノ効果ガ収ルカドウカト云フコトハ私疑ハシト思フノデアリマス、

例ヘバ此第三ニ書イテアリマスル実際生活ニ適切有用ナル教育ヲ施サンガ為ト云フコトデアリマスガ、其中デ第一ニ地理科ニ於テ地方研究ノコトヲ講スルト云フコトガアリマスケレドモ、高等師範ナドヲ出テキタ人が其地方へ行キマシテ新タニ赴任シマシタ場合、其地方ノ地理、其地方ノ産業、経済、行政、社会ト云フヤウナコトニ関シテハ寧ロ私ハ生徒ヨリ知識ガ浅イノデハナイカトモ思フノデアル、サウ云フ知識ノ浅イ人が新タニ教師トシテ赴任シテ、是レデ学科課程ノ改善ガ出来ルト云フコトハ私ハドウシテモ出来ナイト思ヒマス、

ドウシテモ此学科課程ヲ改善スルト云フコトハ私ハ師範教育ノ上カラ見マシテ教師ノ資質如何トイフコトガ一番問題デアロウト思ヒマス、教師ガ宜ケレバ仮令制度ガ二年ガ一年ニナリマシテモ、或ハ制度ガドウデアリマシテモ、私ハ師範教育ノ改善ノ実績ガ十分ニ挙ルモノト思フノデアリマス」

〈中川〉

「同ジ科目ヲ教ヘルニモ茲ニ今度改正スルヤウナ趣旨ノ下ニ教ヘルト云フノト、從來ノヤウニ或ル学科目ヲ教ヘルト云フノトハ其実行ニ於テ違フ、詰リ教授科目ノ組立テノ方針ヲ変ヘ極ク実際的ニシマタ極ク精神的ニスル、サウシテ之ヲ地方ニ即シタヤウニスル、サウ云フヤウニ組立テテ行ツテ其師範学校ノ卒業生ノ先生ノ訓練ヲサウ云フイミヲ持ツヤウニ拵ヘテイカウト云フノデアリマスカラ、同ジニ実際ヤッテモ全ク方針ハ從来ト面目ヲ改ムルヤウナ効果ヲ挙ゲ得ルト信ジテイルノデアリマシテ、

只今例ニ挙ゲラレマシタ地理ニ關シテ地方的ノ研究ヲスル、其地方的研究ヲスル上ニ師範生徒ノ教養ヲシテ出ス、シマスレバ自分ノ赴任地ニ於ケル教育ノヤリ方ハ地方実際ニ付テヤル、ソレヲ地方ノ師範学校ニ於テ研究スルトドウカト云フト、今日ノ如ク画一二各府県ノ特殊ノ地方環境ヲ考ヘルコトナシニ地理ヲ教エルヤウナコトヲセズニ、其学校所在地地方ノ府県ノ研究ヲスルヤウナ方針ヲ以テ總テノ学科ノ研究ヲサセルト云フコトニスルノデアリマス、之ガ教育方針ノ改革デアリマスカラ、サウ云フ方針ノ下ニ研究ヲヤラセルト云フ方針デ行ク、又サウシナケレバナラヌ、

隨ツテ先程五十番ノ御問ニ特に其師範学校ノ先生ニナルヤウナモノヲ此際拵ヘルヤウナ特殊ナ計画ヲ考エニ入レテ居ルカドウカト云フコトガアリマシタガ、ソレハ考慮ニ入レテオリマセヌ、サウ云フ特殊ナ研究ヲヤルニ付キマシテハ、一方講習会等ヲ矢張他ノ一般予算ニ於テヤルヤウナ計画モ致シテイルノデアリマス」

- ・下線筆者。
- ・国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 第三集 総会議事速記録(2)』明星大学出版部、1989、pp.248-249より抜粋。

科目的組立てを実際的、精神的、そして地方に即するような方針で組立てたので、その新たな方針で教育を施せば、効果を上げ得ると信じていると答弁していた。また「今日ノ如ク画一二各府県ノ特殊ノ地方環境ヲ考ヘルコトナシニ地理ヲ教エルヤウナコトヲセズニ、其学校所在地地方ノ府県ノ研究ヲスルヤウナ方針」で教育する、つまり画一打破、そのための「教育の実際化、地方化」という方針に沿って地理科において「地方研究」を課したことについて述べていた。そして、地方研究を考慮した師範学校教員の養成はしていないが、「サウ云フ特殊ナ研究ヲヤルニ付キマシテハ、一方講習会等ヲ矢張他ノ一般予算ニ於テヤルヤウナ計画モ致シテイルノデアリマス」として、講習会等を計画していることが述べられていた。つまり、地方に即したより効果的な師範教育の充実のために、新たに「地方研究」を導入することが明言されていたことがわかる。

直接「地方研究」に関する審議、答申が行われたのは、この第18回総会においての斯波中川の答弁に見られるだけである。その後、総会、特別委員会の審議、答申を経て、同年12月23日の第19回総会において、「諮詢第十二号草案」は可決された。

2. 「師範学校規定改正」と「教授要目改正」

以上のような審議、答申を経て、翌1931（昭和6）年1月10日にまず省令第一号として「師範学校規程改正」が、続く1月20日には、訓令第一号として「師範学校規程改正」が、そして2月7日にその「教授要目」が示された。その実施は同年4月から、すなわち1931（昭和6）年度からであった。

まず、1931（昭和6）年1月10日に文部省令第一号として、「師範学校規程改正」が示された。その第14条において、「地理概説ニ於テハ自然地理及人文地理ノ概要ヲ知ラシメマタ地方研究ヲ課シテ地方ノ風土ニ關スル沿革及情勢ヲ理解セシメ且教授法ヲ授クヘシ¹⁶⁾」（下線筆者）として「地方研究」が導入された¹⁶⁾。師範教育調査委員会における報告書においては、「主トシテ當該府県ノ歴史的沿革、經濟、産業、社會等ニ關スル情勢ヲ理解」させるものとなっており、その地方に即した經濟、産業、社會、そして歴史的沿革に関する「情勢」を理解するものとされていた。しかし、省令においては「地方ノ風土ニ關スル沿革及情勢ヲ理解セシメ」と、それまで使われていた「經濟、産業、社會」といった語が消え、代りに「風土」の語が用いられた¹⁷⁾。

続いて、同年1月20日に、文部省訓令第一号として「師範学校規程改正¹⁸⁾」が示された。改正の要点は、「一 本科第二部ノ修業年限ヲ二年ニ改メタルコト」「二 特別ノ事

情アル場合ニ限り文部大臣ノ許可ヲ受ケ本科第一部又ハ本科第二部ノ内何レカ其ノヲ置カザルヲ得ルコトナシタルコト」，そして「三 学科課程ニ改正ヲ施シタルコト」の3点であった。特に，第三点目の学科過程の改正においては，具体的に，公民科の新設，理科の新設，実業科の充実，そして地理における「地方研究」の導入が示され，「地方研究」に関しては以下のように記されていた。

「地理ニ於テ新ニ地方研究ヲ課シテ地方ノ行政，経済，産業，交通，社会等ニ關スル沿革及情勢ヲ理解セシムルコトナシタルハ生徒卒業後其ノ就職地ニ於テ實際生活ニ適切有用ナル教育ヲ施サンガタメナリ¹⁹⁾」（下線筆者）

ここに「師範学校規程改正」において，新たにその地理科に「地方研究」を設けた理由が明確に示されている。すなわち，卒業後はそれぞれ各地方の小学校において現場の教師となっていく生徒たちに，「實際生活ニ適切有用ナル教育」ができるように，つまり，教職についた後に，専門的知識の伝達ばかりでなくその地に即した教育を実現するため，「地方研究」を設けるのである。先の師範教育調査委員会の報告書では，「将来教職ニ就キタル後此方ノ實際生活ニ適切ナル教育ヲ為シ得ルノ素養ヲ与フルニカムルコト」とされていたが，内容的にはほぼ同様であったことがわかる。

そして最後に，2月7日，文部省訓令第七号として，「師範学校教授要目改正²⁰⁾」が示された。本科の第1部においては，第1学年で「日本地理」（週2時間），第2学年で「外国地理」（週2時間），第3学年でやはり「外国地理」と「地理概説」（週1時間），第4学年ではやはり「地理概説」と「教授法」（週1時間），そして最終学年である第5学年で，「教材ノ研究」と「地方研究」（週1時間）となっていた。また第2部では，第1，第2学年で「既修知識ノ整理及補充」，そして「地方研究」が課され，「小学校ニ於ケル地理教授法及教材ノ研究」となっていた。先の草案では，第1部は同様であったが，第2部に関しては第1学年で「国史」と「日本國勢地理」を扱い，最終学年である第2学年においてのみ，「地方研究」が課せられていた。しかし，実際に可決された教授要目では，第2部に関しては，地理は「地方研究」のみの履修ということになった。つまり，中学を卒業して教職に就こうとするものにとって，「地方研究」は，地理の中心的内容ということになる。

そして，さらにその「注意」には，以下のようにその要点が述べられていた。

- 「六 地方研究ニ於テハ学校所在道府県ヲ其ノ範囲トスルモ地理的関係上必要ニ応ジテ地域ヲ拡大スルモ可ナリ
七 地方研究ニ於テハ特ニ実地ノ調査ニ重ヲ置キソノ研究法ヲ指導スペシ
八 地方研究ハ之ヲ最終学年ニ課スレドモ郷土ノ教材ハ地理教授ノ全般ニ亘り常ニ比較ノ基礎トシテ之ヲ取り扱フコトニ注意スペシ²¹⁾」

8つある注意事項のうち、3つが「地方研究」に関してであり、やはり今回の改正において、重要な位置を占めていたことがわかる。

第四項 施策の目的

以上、本節では師範学校の「教授要目改正」のうち、特に地理科の「地方研究」導入に注目し、文政審議会における審議、答申と施策の成立過程からその目的を明らかにしてきた。改正は、教授要目のみが扱われたのではなく、師範学校の学制や教育課程の改正の一環として取り組まれた。その成立過程は、まず師範教育調査委員会の設置、同委員会草案作成に対する文部省指示、特別委員による草案作成と、それをもとにした「師範教育調査委員会報告書」の成立、さらにこの報告書をもとに作成された諮詢第12号「師範教育改善ニ関スル件」の文政審議会における審議、答申という過程であった。

まず、師範教育調査委員会特別委員の草案にあたって、山崎政務次官から根本方針が述べられ、衆議院における「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」の趣旨を尊重するよう指示がなされた。さらに、具体的に「師範教育改善ニ関スル要項」が示され、特に、第三の三においては、「地方ノ実際生活」に即した師範教育の内容改正が求められていた。そしてそのための具体策として、第五の二では、地理科に「地方事情」を設けることが既に示唆されていた。

この指示要項を受けて、委員により教授要項が作成され、「師範教育調査委員会報告書」として文政審議会に提出された。文部省指示要項では「地方事情」とされていたものが、報告の「各学科教授要項」では「地方研究」と改められた。その内容は、「主トシテ当該府県ノ歴史的沿革、経済、産業、社会等ニ関スル情勢ヲ理解」させることであり、そしてその目的は、「将来教職ニ就キタル後此方ノ実際生活ニ適切ナル教育ヲ為シ得ルノ素養

ヲ与フルニカムルコト」とされた。すなわち、師範学校卒業後、小学校教員として任地に赴いた時に、その地方の「実際生活」に適した教育ができるように、師範教育の充実を目指すためであった。

総会における審議、答申では、本科第2部の修業年限を2年とすること、文部大臣の許可により第1部か第2部かを単独設置できることのそれに関する議論が大部分を占めた。それに対し、学科課程に関する内容、あるいは教授要目に関する内容の審議はほとんどなされなかった。特に、「地方研究」に関しては、1930（昭和5）年12月5日の第18回総会においての、斯波、中川の答弁に見られるだけであった。またその内容も、地方に即したより効果的な師範教育の充実のために、新たに「地方研究」を導入することが述べられていた。

こうした総会、特別委員会の審議、答申を経て、1931（昭和6）年1月10日に「師範学校規程改正」が施行され、同年2月7日にその「教授要目」が示された。

改正の背景として、中学校への進学者急増、そしてそれにともなう第2部の生徒数の増加といった問題への対応という、当時の師範学校の抱える問題があった。学制上の改正は、総会でも盛んに審議されたが、教育課程や内容に関する部分は、「師範教育調査委員会報告書」がほぼ無修正のまま制度化された。すなわち、草案における目的がそのまま「教授要目改正」における「地方研究」導入の目的であった。そして、それは師範学校卒業後、小学校教員として任地に赴いた時、その「地方ノ実際生活」に適した教育をなすため、「地方研究」を導入したのであり、より充実した師範教育の改正を目指したものであった。いい換えれば、それまでの知識偏重、画一的教育を反省し、その打破を目指し、より充実した師範教育を目指しての「教育の実際化」の実現であり、またそのための教育課程の「地方化」の実施であった。

【註】

- 1) 国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 参考資料（下）』明星大学出版部、1989、p.271.
- 2) 委員長は赤司鷹一郎（元文部次官）で、委員は以下の17名である。阿部重孝（東京大学助教授）、楳山栄次（奈良女子高等師範学校長）、佐々木秀一（東京高等師範学校教授）、馬上孝太郎（同）、佐々木信次（広島高等師範学校教授）、北沢種一（東京

女子高等師範学校教授），大島正徳（同），野口援太郎（同），谷川乙彦（東京青山師範学校校長），桜井賢三（東京豊島師範学校校長），田中一元（東京女子師範学校校長），根岸福弥（千葉師範学校校長），宮沢健作（埼玉女子師範学校校長），湯沢直蔵（千葉中学校校長），森岡常蔵（文部省督学官），稻村彦六（同），龍山義亮（同）。〔前掲書1〕，p.271参照）

- 3) 前掲書1)，p.270.
- 4) 前掲書1)，pp.268-269.
- 5) 前掲書1)，pp.250-251.
- 6) 第1部，第2部の修業年限に関しては、本科第1部の修業年限は、現行の規程通り5年，第2部の修業年限は、改めて2年とされた。
- 7) 女子の2部は、修業年限5年の高等女学校を卒業した者を入学させ，2年間就学させる。しかし、修業年限4年の高等女学校を卒業した者、または16才以上で同等の学力のあるものを入学させ，2年間就学させることもできるとされた。
- 8) 本科第1部（5年課程）において、第1-3学年は所定の学科目を一様に学習させるが、第4・5学年と第2部においては、生徒の能力、趣味または希望に応じ学習の斟酌を加えるため、基本科目と増課科目に分ける。合計時数の8割を占める基本科目を共通に学ばせ、他の2割で増課科目の中から数科目を選ぶこととされた。
- 9) 専攻科においては一定の時間内に基本科目と専修科目を設け、基本科目は必修、専修科目は2科目以上を選修させることとされた。また、専攻科は生徒に独自の研究の機会をなるべく多く与えるため、本科に比べて合計時数を大幅に減少させた。
- 10) 教授の内容は「国民精神ノ涵養ニ一層多ク意ヲ用」ることとされた。例えば、「歴史」では「外國歴史ヲ稍簡約ナラシメテ国史ヲ一層詳ニ授ケ」，「外國地理」では「経済産業等ニ就キ本邦ト密接ノ関係アル地方ヲ詳ニシテ國民的自覺ヲ促ス」とされた。
- 11) 前掲書1)，pp.262-263参照。
- 12) 前掲書1)，pp.272-273.
- 13) 特別委員会の構成委員は、以下の15名である。委員長として林博太郎（貴族員議員、東京帝国大学教授），委員として大瀬甚太郎（東京文理科学院長），阪谷芳郎（貴族員議員、専修大学総長），赤司鷹一郎（元文部次官），藤沢利喜太郎（帝国学士院会員第二部長），青木信光（貴族員議員、日本銀行理事），岡田良平（文相 - 1924.6-

1927.4, 加藤高明・若槻礼次郎内閣時, 貴族員議員, 東洋大学長), 山川健太郎(枢密顧問官), 潮恵之輔(内務次官, 貴族員議員), 鎌田栄吉(貴族員議員), 増田義一(衆議院議員), 長谷川乙彦(師範学校長), 川崎卓吉(内務次官, 法制局長官, 内閣書記官長, 貴族員議員), 田所美治(貴族員議員, 文部次官), 山崎達之輔(衆議院議員)。(国立教育研究所内日本近代史料研究会『資料 文政審議会 第一集 総覽』明星大学出版部, 1989, p.86)

- 14) 国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 第三集 総會議事速記録(2)』明星大学出版部, 1989, pp.272-278参照。
- 15) 「文部省令第一号 師範学校規程改正」『文部時報』第369号, 1931.2.1, p.2.
- 16) これに関して, 小田内通敏は以下のように述べていた。

「この地方研究は, 法令の上では, 今日の地理の中に課せられてゐるけれども, 師範学校規定改正当時の実情は, 師範教育全体の上に地方研究を必要としたのであって, 之を一科目とするまでには至らなかつたから, 便宜上地理の中に課せられた」(小田内通敏「綜合郷土研究に基づく郷土教育—師範教育改善への一指標—」『文部時報』第572号, 1937.1.1, p.82)
- 17) これに関して, 小田内通敏は「深い注意を払はなければならぬ」として, 「風土」は「学校所在地方ノ地理」ではなく, 「風土は今日の所謂『郷土』を意味」すると述べていた。(前掲書16), p.82)
- 18) 「文部省訓令第一号 師範学校規程改正」『文部時報』第370号, 1931.2.1, p.10.
- 19) 前掲書18), p.12.
- 20) 「文部省訓令第七号 師範学校教授要目改正」『文部時報』第376号, 1931.4.1, pp.1-22.
- 21) 前掲書20), p.10.

第三節 師範学校附属小学校を中心とした実態の把握－「郷土教授ニ関スル件」照会の実態－

第一項 「郷土教授ニ関スル件」照会の内容とその結果

第一節、第二節では、昭和初期の教育政策に中心的役割をなした文政審議会で、諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」（1928年10月諮詢、1929年6月答申）、諮詢第12号「師範教育改善ニ関スル件」（1930年12月諮詢、1931年1月答申）として直接審議された「教授要目改正」を検討してきた。この「教授要目改正」は、結果として1931（昭和6）年の2月と3月にそれぞれ文部省訓令第5号「中学校教授要目改正」、文部省訓令第7号「師範学校教授要目改正」として公布され、同年4月より実施されたものであるが、その審議はそれぞれ1928（昭和3）年10月、1930（昭和5）年12月に開始されており、その準備として、1927（昭和2）年12月には中学教育調査委員会、1928（昭和3）年9月には師範教育調査委員会が設置されていた。すなわち、「教授要目改正」は、1927-31（昭和2-6）年期の郷土教育関係施策のうち、直接文政審議会の審議に関わった施策であったばかりではなく、1927-31（昭和2-6）年期のほぼ全般にわたって審議が継続されたといったことからも、この期の郷土教育関係施策の中軸的位置を占める施策であった。第一節、第二節では、まずこうした「教授要目改正」を取り上げ、その目的と展開を明らかにしてきた。

本節以降では、こうした「教授要目改正」と文政審議会の審議動向を踏まえて、1927-31（昭和2-6）年においてなされたその他の施策、すなわち、1927（昭和2）年の「郷土教授ニ関スル件」照会、1928・29（昭和3・4）年の『農村用高等小学校読本』刊行、1930・31（昭和5・6）年の「郷土研究施設費」交付の3つの施策を取り上げ検討する。これら3つに施策は、同審議会の諮詢事項には直接的には関わらなかった施策であるとともに、嘱託小田内が普通学務局に関わる以前に展開された施策でもある点で、1932（昭和7）年以降の施策とは一線を画すものである。これら施策を対象に、当時の教育政策の動向や文政審議会の審議展開の動向を踏まえて施策の目的を検討する。

さて、昭和期にいたり、文部省によります最初になされた施策は、1927（昭和2）年の「郷土教授ニ関スル件」照会であった。文部省は、1927（昭和2）年8月3日、普通学務局長より、「照普第四八号¹⁾」として「郷土教授ニ関スル件」についての照会を求めたのである。諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」（1928年10月諮詢、1929年6月答申）のための準備として設置された中学教育調査委員会は、1927（昭和2）年12月に発足しているので、同委員会にさきがけることほぼ4カ月前になる。（前掲資料2-1「文政審議会の審議経過と郷土教育関係施策」参照）

対象は、各高等師範学校及び師範学校附属小学校と、各道府県において郷土教授を行っている小学校であった。照会の内容は、以下の通りである。

「郷土教授ニ関スル件照会

貴校附属小学校（代用附属小学校ヲ含ム）ニ於テハ各教科目ノ教授ノ際郷土ヲ理解セシムル為相当御留意相成リ居ルコトハ存スルモ特ニ左記事項承知致度ニ付至急調査ノ上九月十日迄ニ御報告相成度

左記

一、特ニ時間ヲ設ケテ郷土教授ヲナス場合、

其ノ学年、時数、教授要項等（具体的ノ教材ヲ貼付スルコト）

二、教授時間外ニ於テ郷土愛好ノ念ヲ養成スル為ニ施設セル事項（郷土史料ノ展覧、郊外教授、年中行事等）

其ノ学年、時期（具体的施設要項貼付ノコト）

三、郷土教育ニ関スル意見、

四、其ノ他之ニ関スル事項²⁾、」

照会に対して、全国の約500校から回答がよせられた。その内容について、海後宗臣等のまとめによれば以下の通りである³⁾。

一の「特ニ時間ヲ設ケテ郷土教授ヲナス場合」については、特に「郷土科」「郷土研究」「郷土地理」あるいは「直觀科」等の特別な学科を設けているものは少なかった。特に学科を設けず、地理、歴史、国語等の時間の一部を割いて郷土に関する事を教える、あるいはその地方に關係の深い事項に関連して、特に詳しく教えているものが大部分であった。

またその際利用される教材に関しては、道府県教育会や町村単位の教育会等で編纂された郷土読本、あるいはその学校独自に編纂した郷土読本や郷土誌等が上げられていた。中には、郷土帳といったノートを作らせて、生徒に郷土研究の成果を記入させているものもあった。その内容に関しては、郷土史や郷土地理に関するものが多く、郷土の産業や政治等に関するものを扱っているところは少なかった。時数に関しては、大部分が1学年を通じて7、8時間ないし10時間で、それを学年初めまたは3学期に行っていた。

二の「教授時間外ニ於テ郷土愛好ノ念ヲ養成スル為ニ施設セル事項」については、郷土史料の展覧会、郷土室の設置、郷土の歴史や地理を中心とした郊外教授等の事例があった。その他、町の祭日その他の記念日等の機会を利用しての郷土に関する講話、郷土出身の名士の講演、郷土遠足や郷土学芸会等の学校行事、さらには墓地・道路の清掃、校歌の合唱、家庭作業、町民大会の見学まで上げているものもあった。これについて海後等は「文部省の照会事項の文意が明確」でなく、また「郷土の解釈が人によって区々である」ことによるのであろうとしていた。

三の「郷土教育ニ関スル意見」については、「所謂郷土教育とは如何に雑多な理論と主張を含んでゐるものであるかを知り得る」としていた。例えば、「郷土を知らしむる教育」すなわち郷土教授、郷土に即した教育、郷土による教育、教育の郷土化、各科の郷土化、郷土人の教育、よき郷土建設のための教育等で、実に様々であった。しかし、一般には「郷土を理解せしむる為の教育」とするものが多かった。このような、現場教員の様々な郷土教育に関する解釈をふまえて、特に海後は以下のように述べていた。

「最近の郷土教育（1931年当時－筆者註）に於て特に強調する郷土意識、郷土愛の涵養は当時にあっても郷土教育の目的と解されてはゐたが寧ろ『郷土を理解せしめて兼ねて郷土愛好の念』云々の程度で、どの報告書にも大抵あげられてはあるが余り強調はされてゐなかつたと思はれる。その場合郷土愛より愛国心へ進んでいく所の説明については却々困難らしく殊に海外発展の精神との関係の説明にはかなり無理と思はれる点もある⁴¹。」（下線筆者）

「最近の郷土教育（1931年当時－筆者註）に於て特に強調する郷土意識、郷土愛の涵養」とあるように、まず海後等によって検討された1931（昭和6）年の時点では、郷土教育では、郷土意識、郷土愛の涵養が特に強調されていたことがわかる。しかし、実際にこの照

会がなされた1927（昭和2）年の時点では、附属小等の現場では『郷土を理解せしめて兼ねて郷土愛好の念』云々の程度で、まさに「郷土を理解せしむる為の教育」であった。つまり、この「照会」実施の1927（昭和2）年の時点において、郷土教育は郷土愛の涵養といった精神作興のための手段的教育ではなく、郷土の地理的歴史的理解をまず重視するものであったといえる。郷土愛から愛国心の涵養といった点については、一般にそれほど自覚的ではなかったのである。

第二項 施策の目的

では、この全国の師範学校付属小学校を中心的対象としてなされた「郷土教授ニ関スル件」照会は、いかなる目的で実施されたのであろうか。史料による「照会」の検討は、管見する限り海後等の文献（註1), 2)）によるしかなく、先行研究においても、全てこれを参考にしている⁵⁾。施策の目的に関して、まず海後等の文献によれば、「文部省がかかる調査をなすに至つた理由は明らかではないが、當時初等教育界に於て郷土教授或は郷土教育と云ふことが次第に言はれるやうになつてきた為であらう⁶⁾。」と記されている。これでは、文部省がなぜこの照会を発したのかは依然不明である。では、一体どのような目的をもって、この「照会」が実施されたのであろうか。「郷土教授」といったある特定の教育内容や方法に関して、文部省が全国的な「照会」を行ったのはやはり異例のことであり、そこには特別な理由があったものと考えられる。

前述したように、海後等の文献には、「郷土教授ニ関スル件」照会は、1927（昭和2）年8月3日に「照普第四八号」として、普通学務局から発せられたとしていた⁷⁾。しかし、筆者の管見により、同じ年の『文部時報』『法令年纂』『文部省年報』『教育時論』を確認しても、この「照普第四八号」の存在を確認することはできなかった。したがって本研究では、同時期の教育政策の動向から、その目的を推論する。8月3日に発せられた「照会」であるが、11月には、その報告書を海後等が利用しているので⁸⁾、特にこの時期の教育政策の動向に注目し、その施策の目的を明らかにしたい。

1. 「教育の実際化」を目指す教育政策の方針

まず、この「照会」が発せられた当時の政権は田中義一内閣（1927.4-29.7）で、立憲政友会が与党であった。1927（昭和2）年の3月に起こった金融恐慌の煽りを受けて、第

1次若槻礼次郎内閣（1926.1-27.4）が倒れた後を引き継いだのである。1927（昭和2）年5月16日、田中義一首相は、全国連合教育会大会で演説し、「教育の実際化を図り、形式画一の弊を改め教育を大にして正氣あらしめ益々其効果を増大ならしむること」が、「時代に順応すべき教育改善の規準となるべき⁹⁾」であると強調していた。しかし、この「教育の実際化」の方針は田中の個人的見解というより、彼の所属する立憲政友会の教育政策の方針を代弁したものであった。前章で述べたように、立憲政友会は、その「教育政策綱領」を1925（大正14）年10月4日に党議決定していた。内容に関しては、特に「第一 国民教育の革新」の「一、内容改善」において「（イ）画一の弊を打破し、都市農村等の環境に応じ適切なる教育を為すこと、（ロ）多岐形式の学弊を廃し、国民の実際生活に適したる教授を行はしむこと、（ハ）精神教育に重きを置き、人格品性の向上を計り、特に皇室国家に対する観念を涵養するが為の力を尽くすこと、（ニ）憲政自治に関する教養を深くし、公民的訓練に留意すること、（ホ）産業に関する理解を進め、之を尊重力行する風尚を養ふこと¹⁰⁾」等が重点政策として掲げられていた。

これら方針実現のために、文政審議会の諮詢準備、基礎的草案作成を目指して、1927（昭和2）年12月22日には中学教育調査委員会、1928（昭和3）年9月18日には師範教育調査委員会、そして1929（昭和4）年6月29日には女子中等教育調査委員会の各委員会が設置され、その具体化が推進された。諸委員会による中学校・師範学校を中心とした改善案は、文政審議会の審議、答申を経て、やがて1931（昭和6）年4月に施行された中学校第1種、2種課程併設案とその教授要目の改正（諮詢第11号「中学教育改善ニ関スル要項」答申）、師範学校第2部拡充案とその教授要目の改正（諮詢第12号「師範教育改善ニ関スル件」答申）として実施されたのである。

以上のように、「郷土教授ニ関スル件」照会が実施された時期、それを取り巻く教育政策は、田中の立憲政友会内閣における「教育の実際化、地方化」という大きな方向性をもち、その実現が推進されつつある時期であった。教育制度やカリキュラム、教育内容、施設等多方面の改正が求められる中、各調査委員会設立に先駆けて、この照会は実施された。それぞれの調査委員会が、文政審議会における本格的な諮問に入る前、中学教育や師範教育の改善にむけての草案に取り掛かる直前に実施されたのである。こうしたことから、施策「郷土教授ニ関スル件」照会は、やはり中学教育や師範教育改善のうち、特にその教育内容の改正について、画一打破、国民の実際生活に適した教授への改変を目指した「教育の実際化、地方化」を念頭に、具体的草案準備に備えた現状把握として実施されたものと

考えられる。

2. 政策実現の具体的方向

次に、特に当時の文相を通じた教育政策の動向から、「照会」の目的について検討したい。田中内閣の教育行政の中心人物は、水野鉢太郎文相であった。水野は、「照会」実施の直前、1927（昭和2）年6月29日に開催された地方長官会議における訓示で、今後の教育政策について以下のように述べていた。

「五十年ノ永キ期間、一定ノ伝統ヲ踏襲シ来タリマシタルガ為ニ、動モスレバ型ニ囚ワレマシテ、国民生活ノ実際ト調和ヲ欠キ、形式ニ流レ画一ニ失シ、時世ノ進運ニ副ハザルヤノ觀モアリマシテ、近時各方面ニ於テ教育刷新ノ聲ガ起コリ來ツタノデアリマス。依ツテ教育ノ制度ニ於テモ、旧型ヲ去リ地方ノ実情ニ即シ、意義アル特色ヲ發揮セシメ…中略一筆者…教育ノ実際ニ於テハ知識教授ニ偏倚スルコトナク、品性ヲ尊ビ、公共協同ノ精神ニ富ミ、実務ヲ重ンジ、勤労節制ノ習性ヲ養フヲ以テ主眼トナスベキコトト信ジマス。然ルニ今日ノ実情ヲ見マスルニ小学校タルト中等教育タルトヲ問ハズ、教授事項ノ豊富ナランコトヲ求メテ徒ラニ複雜多岐ニ亘り、所謂詰込式ノ教授トナリテ真ノ理解力ヲ与フル暇ナク、多ク形式ニ泥ミテ實生活ト没交渉ナルガ為ニ社会ノ実情ト乖離シマシテ、子弟ヲシテ延イテ勤労ヲ輕ンジテ節制ヲ欠クノ氣風ヲ馴致シタル憾ミナキヲ得ナイノデアリマス。故ニ教育ノ本義ニ顧ミマシテ、教授事項ヲ適當ニ整理按排スルト共ニ、学校教育ノ実際化ヲ図リ、各学校ノ教授要目及教科書ニ對シテモ改正刷新ヲ加ヘ、且ツ教員養成ノ施設ニ関シ適當ナル改善ヲ行ハンコトヲ期シテ居リマス¹¹⁾。」（下線筆者）

水野は、まず学制発布以来50年の歳月が過ぎ、当時の教育状況の反省点を述べていた。すなわち、「型ニ囚ワレ」、「国民生活ノ実際ト調和ヲ欠キ、形式ニ流レ画一ニ」陥りといったような教育の形骸化、また「知識教授ニ偏倚」し、「教授事項ノ豊富ナランコトヲ求メテ徒ラニ複雜多岐ニ亘り」、そして「所謂詰込式ノ教授トナリテ真ノ理解力ヲ与」えることがないとして、詰込み、知識偏重教育の弊害を指摘していた。

これら従来の教育の反省に立ち、教育刷新の必要性を唱えており、その具体的目標として、「品性」「公共協同」「実務」の重視、「勤労節制」の習性を養うことを主眼として

いた。そしてさらに「学校教育ノ実際化」としての具体的施策として、「教授事項ヲ適當ニ整理按排スル」こと、「各学校ノ教授要目及教科書ニ対シテモ改正刷新ヲ加ヘ」ること、「教員養成ノ施設ニ關シ適當ナル改善ヲ行ハシコト」の3点を上げていた。

この訓示は、6月29日になされたものであった。「郷土教授ニ關スル件」照会は、8月3日に発せられているので、ほぼ1カ月前になる。こうした前後関係から、水野が「教育の実際化」の実現のため、その具体的方策として掲げた3点のうち、特に「教授事項ヲ適當ニ整理按排スル」こと、「各学校ノ教授要目及教科書ニ対シテモ改正刷新ヲ加ヘ」ることの2点に関連して、この「照会」は行われたものと考えられる。すなわち、教授事項を整理し、実際に教授要目や教科書の改正刷新をするため、いい換えれば教育内容の精選を実行するためである。新たな教育内容は、知識偏重や画一を打破するため、実際生活に適した内容にする必要がある。その編成の方向性を求めて、実際に現場ではどのように「郷土教授」を行っているのか、その実態を把握するためこの「照会」は実施されたのである。

以上、「照会」実施の直前に当る1927（昭和2）年5月16日の、田中義一首相による全国連合教育会大会での演説と、立憲政友会の教育政策綱領、そして水野錬太郎文相による6月29日に開催された地方長官会議における訓示から、「郷土教授ニ關スル件」照会の目的について検討してきた。

「郷土教授ニ關スル件」照会が実施された1927（昭和2）年は、田中の立憲政友会内閣における「教育の実際化、地方化」という大きな方向性をもち、その実現が推進されつつある時期であった。教育制度や教育課程、教育内容、施設等多方面の改正が求められる中、各調査委員会設立に先駆けて、この「照会」は実施されたのである。各調査委員会では、前述したようにその制度的改正の草案とともに、その教育内容を示す教授要目の改正案も作成された。新たな教育内容は、知識偏重や画一を打破するため、実際生活に適した内容にする必要があった。この「照会」は、その編成の方向性を求めて、実際に現場ではどのように「郷土教授」を行っているのか、その実態を把握するために行われたのである。そしてその結果が、中学教育調査委員会（1927年12月22日設立）、師範教育調査委員会（1928年9月18日）の設置、そして各委員会における具体的な教授要目案等の創案として結実したのである。

【註】

- 1) 海後宗臣, 飯田晃三, 伏見猛弥「我が國に於ける郷土教育の発達」『教育思潮研究』第6卷第1輯, 目黒書店, 1931, p.219. 「照普」は, 照会, 普通学務局の略号である。
- 2) 長野県教育史刊行会『長野県教育史 第十四巻 史料編八』長野県教育史刊行会, 1979, pp. 869-870.
- 3) 照会のまとめに関しては, 海後宗臣, 飯田晃三, 伏見猛弥『我が國に於ける郷土教育とその施設』目黒書店, 1932, pp.44-48を要約した。
- 4) 前掲書1), p.223.
- 5) 先行研究で, 「郷土教授ニ関スル件」照会に関して触れているのは, 田嶋一, 田中史郎, 三宅達也, 久木幸男, 平山光衛, 多田久美子, 坂井俊樹, 松野修の8名である(資料1「先行研究における各施策の取扱い」参照)。各文献とも, 文部省による郷土教育へのかかわりを施策から論ずる時, まず最初に上げている。またはっきりと, これが最初の施策であると位置付けているものは, 三宅, 久木, 多田, 松野の論文である。しかし実際の記述は, そのほとんどが, 例えば「文部省の郷土教育への新たな着目は, 1927(S2)年に遡る。この年, 文部省は全県の小学校に照会を發して, 郷土教育の実態調査を行った。」(田嶋一「1930年代前半における郷土教育論の諸相－文部省・師範学校系・郷土教育連盟系の郷土教育運動と柳田国男による批判－」東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室編『研究室紀要』第2号, 1975)という程度の記述で, 簡単な紹介に留っている。その内容に関して要項の内容にまでふれているのは, 多田の論文のみである。また, その施策の実施が何により確認できるものなのかの引用がなく, それが明記されているものは, やはり多田の論文だけである。そして多田は, 海後宗臣, 飯田晃三, 伏見猛弥による「我が國に於ける郷土教育の発達」(『教育思潮研究』第6卷第1輯, 目黒書店, 1931)をその根拠としている。
- 6) 前掲書1), p.220.
- 7) 前掲書2), p.869に指摘されている。
- 8) これに関して, 海後等は以下のように述べていた。
「當時我国の小学校に於て郷土教授が, 如何なる方法及び形式によって行はれ, また実際教育家が郷土教育に対して如何なる見解を有してゐたかを比較的広く知り得ると

考えたので十一月中数日に亘って文部省に行き、当局の許可を得て、その報告書を調査したのである」（前掲書1），p.220）

11月に、その報告書を海後等が利用したのであれば、当然その時に照会は文部省に送り返され、報告書としてまとまっていたことになる。

- 9) 「東京朝日新聞」1927.5.17.
- 10) 『教育週報』第9号、教育週報社、1925.7.18, p.5参照。
- 11) 「水野文部大臣訓示要領」『文部時報』第246号、1927.7.11, pp.10-13.

第四節 『農村用高等小学校読本』による「実際化、地方化」

第一項 『普通用高等小学読本』との関係と内容における「郷土」

1. 『普通用高等小学読本』との関係

『農村用高等小学校読本』の編纂は、1926（大正15）年7月より着手され、翌1927（昭和2）年9月には巻一、巻二が、続いて1928（昭和3）年12月には巻三が、1929（昭和4）年8月には巻四が発行された。実施に関しては、1928（昭和3）年度より巻一、巻二が、1929（昭和4）年度より巻三、四が使用され始めた¹⁾。文政審議会の審議動向との関連でいえば、前述した中学校教育調査委員会が1927（昭和2）年12月に発足し、翌1928（昭和3）年9月への「中学教育調査委員会報告」としての委員会草案が可決されるまでの時期に当り、同委員会として文政審議会の諮詢草案を作成していた時期に当る。従来高等小学校における読本は、『高等小学読本』の一種類のみであり、それに一般用と女子用の違いがある程度であったが、この時期に、農村用として特別に作成したのである。

しかし、農村用としての特別編纂に関して、その編纂趣意書には「農村用小学校読本は、普通用として編纂されたる在来の高等小学読本（便宜上仮に之を『普通用高等小学読本』といはん）と、別種のものとして編纂せるものにあらず²⁾。」として、『普通用高等小学読本』と特段違いがないことを強調していた。またその内容に関しても、

「…普通用高等小学読本と農村用高等小学校読本とは、その材料に於て、約三分の二弱乃至二分の一を共通とす。換言すれば、一巻全課三十課の中、十六乃至十八課は共通にして、その他を特別材料とす。而して其の特別材料と雖も、能ふ限りは、普通用と同種類同性質のものを選択補充することに、最も留意したり³⁾。」（下線筆者）

と記しており、普通用との等質性を説明していた。そして最後には、「蓋し世に農村用といへば、動もすれば農村児童を特殊扱いにせる、程度の幾分低きものと解するものなきにあらず。されど本書編纂に際し、之を普通用高等小学読本（在来の高等小学読本をさす）

と程度を等からしむることに就いては、特に考慮せる所なりとす⁴⁾。」として農村用の特別編纂に関して配慮を加えつつ結んでいた。農村用としての特別編纂に際し、「農村児童を特殊扱いにせる、程度の幾分低きもの」ではなく、普通用との違いはないことに対して、殊更配慮をしていたのである。

では実際に、普通用と農村用では、内容的にどれほどの違いがあるのであろうか。次ページの資料2-4「農村用と普通用の題目相違比較表」は、農業用と普通用との題目に関する一覧表である。これにより、実際の題目からその違いを比較してみる。普通用と違っている題目数は、それぞれ巻一は12、巻二は11、巻三は15、巻四は14である。それぞれ総題目数は、各巻とも30であるからその割合は、巻一は40%，巻二は36.7%，巻三は50%，巻四は46.7%となる。全体でも120題目のうち、巻一から四までの合計で52題目となり、43.3%が普通用とは違う題目となっている。4割を超す題目が『普通用小学読本』とは違うことになり、その題目から考察すれば、共通性よりもむしろ相違性が指摘できる。

2. 内容における郷土

さて、こうした『農村用高等小学校読本』であるが、その内容上の特色として普通用にはない「郷土」という題目が巻一の第三十課に設定されていることが上げられる。（資料2-4「農村用と普通用の題目相違比較表」参照）『普通用高等小学読本』においては「故郷」とされている題目である。これに関して、編纂趣意書における「教授上の注意」では、以下のように述べていた。

「第三十課 郷土。普通用高等小学読本巻一第三十課『故郷』に対して、農村用は特に此の『郷土』の課を設けたり。かの『故郷』の文章が一度他郷に住みたる者の感懷を述べたるに対し、此の『郷土』は其の地に永住する者の思想感情を叙せるものにして、其處に大なる差異を認むべし。而して此の文章は風景・伝説・神祇・歴史及び祖先以来の伝統を説きて、真に各自の郷土を愛するの精神を養はしめんとするものなり。なほ文中に挿みたる伝説・地名等は広く地方に応じて其の地の伝説・地名等に適當なるものある時、之を補説するは一層効果あるべし⁵⁾。」（下線筆者）

まず、特にこの『農村用高等小学校読本』において、「故郷」ではなく「郷土」とした点に関して、「故郷」が「一度他郷に住みたる者の感懷を述べたる」内容であるのに対し、

資料2-4 農村用と普通用の題目相違比較表

農村用			普通用		
巻	課	題 目	巻	課	題 目
1	1	△ 昭憲皇后御歌	1	1	昭憲皇后御歌
	3	先ず農を重んぜよ		3	皇知
	4	根教へ草物を愛せよ		3	心のチ話洋南像
1	1	動植物を愛せよ	1	1	の珍果
1	2	麦秋	1	9	洋符引
1	3	我が國の水産業	1	8	南像
1	5	植付前後の様子を報ず	2	0	特引
1	9	害虫と其の敵	1	0	綱人やか頼故郷
2	0	夏船の田園	2	8	人やか頼故郷
2	1	傳次平	2	3	山郷
2	2	郷土の秋	1	7	あまぶ山郷
3	0		3	0	周旋する手紙
2	2	村の刈洋ソコ句	2	2	ら虫
	3	稻海洋コ句	2	9	周旋する手紙
	7	△ 俳碧海山里の農業	3	3	ら虫
1	5	海の夕	1	9	園光
1	6	郡の農業	1	5	マークの幼児
1	8	山里の夕	1	7	タル大帝
1	9	農業倉庫	2	1	田舎
2	3	汽船トロール漁業	2	2	とに瑞松
2	5	書簡	2	9	塘鯈人形
2	8	春近し	2	5	を贈る
3	1	九十の春光	3	1	十日
2	2	春の草	1	1	千里
3	3	デンマークの農業	1	0	景色
7	7	△ 思出農業視察	2	8	オラン
9	9		9	9	先より先輩へ
1	0	蛙樹試作場	5	5	
1	1	市兵衛の話	1	8	意気
1	7	土に立脚せよ	2	0	の実り
1	9	十和田湖の養魚(1)	2	3	八郎誠より顕ア
2	3	十和田湖の養魚(2)	1	2	微鏡
2	4	△ 川柳農場	1	3	だ鏡テ
2	6	児島農場	2	7	バ川ビリ
2	8	晩鐘	2	6	羅五百興
2	9	樂地	2	2	帝幅
3	0		3	0	の民教
4	2	武藏野植式	4	1	文の博及人待
4	4	齊田田植式	6	6	命令
5	5	大嘗祭農業	1	7	日本人觀
6	6	祭祀と農業	2	4	
9	9	田園の曲	2	1	
1	0	我が農業と対外貿易	2	7	
1	1		1	0	
1	6	緬羊城	8		
1	9	熊本城	2	0	の長城
2	0	鬼怒川の畔	1	9	の家の藩
2	2	土の匂	2	8	自然
2	6	鱈場蟹	2	2	曾国界の航路
2	7	鯨ゆく川の	1	5	詠史十首
2	8	蘆の蔓	2	2	千渴の舟

△は部分的に相違するもの。

「農村用高等小学校読本卷一乃至卷四編纂趣意書」付録第二 農業用普通用相違材料比較表」『文部時報』第345号、1930.5.11より作成。

「郷土」は「其の地に永住する者の思想感情を叙せる」内容として、「其処に大なる差異を認むべし」としていた。すなわち、「故郷」は生まれ故郷を離れ、他の土地に居住する者が、その生また地に対する述懐を込めての文章であるのに対して、「郷土」は、生まれた地に永住する者の思いが込められているものとして区別していた。

そしてこの違いを設けた理由として、「風景・伝説・神祇・歴史及び祖先以来の伝統」を説くことで、「郷土を愛するの精神」を養うこととしていた。すなわち、自分の住む身近な地域における風景・伝説・神祇・歴史・伝統等を通じて、郷土を愛する心を涵養を目指していたことがわかる。従来の『普通用高等小学読本』における「故郷」の単元では、故郷に対する述懐の内容が中心であった。しかし、それはもともと農村に住み、また将来的にもその地で暮らしていくことが想定される農村部の児童に対しては、あまり適当ではない。そのため特に農村部の事情を考慮し、『農村用高等小学校読本』では「故郷」を「郷土」にすることで、土地への愛着心を強調し、愛郷心の涵養にその目的をおいたのである。

第二項 編纂の理由と目的

以上のように、1928・29（昭和3・4）年において、内容的には等質性に配慮しながらも、実質的には「普通用」とは異なる『農村用高等小学校読本』が刊行された。ではなぜ、特別に「農村用」を作成したのだろうか。「三、編纂の理由」には、以下のように記されていた。

「三、編纂の理由

在來の普通用高等小学読本と雖も、それが普通用たる性質上農業田園に関する文章なきにあらず、されど今日の農村は漸く種々の問題集積し來り、其の經營も困難を加えつゝあるに鑑みる時、やがて近き将来に於て農村に活動すべき児童をして、農業生活に対する真の理解と覚悟を得しめんためには、普通用の教材のみにては未だ充分ならざるものあり。蓋し農村用高等小学校読本の使命は此の欠を補ひ、専ら農民としての覚醒を促し、不抜の確信を抱かしめ、以て安んじて農業にいそしむるの精神を養はしめんとするものに他ならず。なほ、我が國の沿岸には致る処漁村多く、しかも其の多くが農村を兼ねるものなるに鑑み、本書には常に若干の水産業に関する材料を加味

し、以て之に対する理解を得しめんことを期せり⁶⁾。」（下線筆者）

これによると、まずそれまでの『普通用高等小学読本』においても、農業に関する内容は存在していたことがわかる。しかし、「種々の問題集積」し、またその「経営も困難」に陥っていた当時の農村事情では、「農業生活に対する真の理解」とその農村において近い将来に活動していくべく「覚悟」を児童に得させるのには充分ではない。そのため、今回新たに『農村用高等小学校読本』を編纂し、児童たちに「専ら農民としての覚醒」を促して、彼らに「不抜の確信」を抱かしめ、そして「安んじて農業にいそしむるの精神」を養うとしていた。つまり、その理由を整理すると、農業生活への理解、卒業後の農業従事への「覚悟」、そして「安んじて農業にいそしむるの精神」を養うためということである。またここで注目されるのは、「やがて近き将来に於て農村に活動すべき児童」とあるように、農村の児童に対して、高等小学校卒業後そのまま農業に従事することを念頭にしている点である。その上で、彼らに「専ら農民としての覚醒」を促し、そして農業生活に対する理解と覚悟を得させ、「安んじて農業にいそしむるの精神」を養うとしていた。

こうした内容は、続く「四、編纂上注意せる主なる事項」においても見受けられる。ここでは、まずその注意事項として「(1) 国語読本たる性質を發揮せしめたること」「(2) 文学材料の選択と材料の文学化」「(3) 農業尊重の精神鼓吹」「(4) 世界的眼光の啓発」の4点を上げ、特に「(1) 国語読本たる性質を發揮せしめたること」においては、「本書の目的とする所は、専ら農民の自覚覚醒を促し、農業生活に対する正しき理解を得しめ、努力忍苦協同一致の気風を換氣し、土及郷土を愛する精神、並びに田園生活に伴ふべき高尚なる趣味・感情を涵養するにあり⁷⁾。」として、この『農村用高等小学校読本』の目的を明らかにしていた。ここでも、やはり児童に「専ら農民の自覚覚醒」を促した上で、「農業生活に対する正しき理解」を得させることが述べられていた。そして、そうした農民としての自覚、農村生活への理解を得させることによって、「土及郷土を愛する精神」を養い、そして「田園生活に伴ふべき高尚なる趣味・感情」を涵養することを目的としていたのである。

以上より、この読本編纂と実施に関しては、当時の農村事情を「種々の問題集積」し、またその「経営も困難」と捉えた上で、こうした苦境に対し、高等小学校の生徒がまず「農業生活に対する真の理解」をなし、「専ら農民の自覚覚醒」した上で、「安んじて農業にいそしむるの精神」を養うこと目的としていたことがわかる。すなわち、まず農村

生活への理解を前提に、農業従事者としての自覚をもたせることで、「努力忍苦協同一致の精神」「土及郷土を愛する精神」「田園生活」に適した「高尚なる趣味・感情」を養うこと目的としていたのである。また、ことさらに「気風」や「精神」の涵養が重視されているのは、「…あらゆる産業中、農業は精神的特性と深き関係があるが故に³⁾」という農業に対しての特別な認識に基づくものであった。

さて、このような目的によってなされた『農村用高等小学校読本』編纂の背景には、当時の「実科教育」重視、職業指導の徹底を目指した教育改革実現の動向があった。いい換えれば、職業指導の徹底等を目指した「教育の実際化」、そのための「教育の地方化」である。この際の「実際化」は、殊更強調される「農民の自覚覚醒」や「農業生活に対する正しき理解」にみられるように、自らの生活基盤である職業としての農業と、またその農業生活に対する理解を目指したものであった。都市部でも農村でも共通した画一的な教育内容ではなく、また生活実態に即さない知識偏重の教育ではなく、自らの生活を振り返り、職業に対する理解、とりわけ農業に対する理解を深め、それに従事するための教育内容の改正である。そして「地方化」は、そのための教育内容の「郷土化」であった。

前章で述べたように、大正末期から昭和初期において中等諸学校における進学率が上昇し、高等小学校や中学校、師範学校等は完成教育機関としてその改正が期待されていた。従来の進学のみを想定した画一的、知識偏重の教育を反省し、卒業後直ちに職に就く者たちのために教育の制度や内容の見直しが求められていた。そして「教育の実際化、地方化」は、こうした問題に対処する改正の半ば公的スローガンであり、衆議院各会派建議、立憲政友会「教育政策綱領」として具体的方向性を有していた。『農村用高等小学校読本』の編纂は、この「教育の実際化、地方化」の実現のため、高等小学校を対象とした具体的教材の「実際化、地方化」のための施策として位置付けられる。

【註】

- 1) 「農村用高等小学校読本卷一乃至卷四編纂趣意書」、文部省『文部時報』第345号、1930.5.11、p.46参照。
- 2) 前掲書1)、p.46.
- 3) 前掲書1)、p.46. 「二、普通用高等小学校読本との関係」。
- 4) 前掲書1)、p.46.

- 5) 「農村用高等小学校読本巻一乃至巻四編纂趣意書」文部省『文部時報』第346号, 1930.5.21, p.44.
- 6) 前掲書1), p.46, 「三, 編纂の理由」。
- 7) 前掲書1), p.46.
- 8) 前掲書1), p.47. 「四, 編纂上注意せる主なる事項」の「(3) 農業尊重の精神鼓吹」において、巻一第三課「先づ農を重んぜよ」の説明において、本文中のように記されている。こうした農業従事に対する「自覚覚醒」を強調する背景には、行政による農村部高等小学校生徒への農業従事への期待、すなわち離農防止の意図があったことが容易に推察される。しかし、編纂の理由として明示的には示されていない。

第五節 師範学校施設充実のための資金補助－「郷土研究施設費」交付－

第一項 文部省担当官と先行研究における施策の位置付け

1927（昭和2）年の金融恐慌、1929（昭和4）年の世界恐慌、そして1930（昭和5）年の金解禁による昭和恐慌といった歴史的不況にも拘らず、文部省は、「師範教育費補助費」のうち、特に「郷土研究施設費」として1930（昭和5）年度には1校当たり1,810円¹⁾、さらに翌1931（昭和6）年度には1校当たり4,150円²⁾を各師範学校に割り当てた（資料2-5「1930年度師範教育補助費配当表」、資料2-6「1931年度師範教育費補助金配当表」参照）。実際の国庫から各道府県に対する交付に関しては、1930（昭和5）年度は12月8日に、1931（昭和6）年度は12月24日に、各道府県に対し交付の指令が出された。

この施策に関して、文部省当局で直接の担当官であった普通学務局長武部欽一は、1932（昭和7）年の5月に文部省主催で開催された「郷土教育資料の陳列と講話」における講話で以下のように述べていた。

「最近之が流行の大なる原因をなしましたのは、文部省が昭和二年八月に全国を照会しまして郷土教授に関する調査をいたし、また昨年（昭和6年）四月から改正実施いたしましたる中学校教授要目や師範学校の教授要目に郷土教育的傾向を帯びしめましたことや、また昭和五年から師範学校に対して郷土研究施設費の補助を支出しましたことなどであると思ふのでありますまして、之れ以来我が教育界に於て、特に郷土教育が大に唱道論議せられるようになって来て居るのであります³⁾。」（下線筆者）

また、同年の8月、文部省主催で初めて開催した「郷土教育講習会」の席上においても、この「施設費」交付に関して武部は以下のように述べていた。

「殊に最近に至りまして、此機運（郷土教育の隆盛－引用者註）が非常な勢いを以て勃興致してきたと云ふことは、文部省が昭和二年八月に全国に照会を発しまして、郷

資料2-5 1930(昭和5)年度師範教育補助費配当表

道府県	配当金額(円)	道府県	配当金額(円)
北海道	1 0 0 , 9 3 0	滋賀県	5 2 , 8 0 0
青森県	5 7 , 6 3 5	京都府	7 3 , 4 3 5
岩手県	6 4 , 4 1 5	大阪府	0 3 0
宮城県	6 6 , 4 0 0	兵庫県	7 3 , 0 0 0
秋田県	5 6 , 7 0 0	奈良県	9 7 , 7 0 0
山形県	7 2 , 5 7 0	島根県	6 7 , 7 0 0
福島県	6 4 , 6 7 0	鳥取県	7 7 , 7 0 0
茨城県	7 8 , 2 3 0	岡山県	8 4 0
栃木県	5 7 , 3 5 0	広島県	5 2 0
群馬県	4 8 , 4 9 5	山口県	6 2 0
埼玉県	4 8 , 6 1 5	徳島県	5 6 0
千葉県	9 6 , 7 3 0	香川県	4 3 0
東京都	6 6 , 4 0 0	愛媛県	2 9 5
神奈川県	8 6 , 8 2 0	高知県	3 4 5
新潟県	6 3 , 5 5 0	福井県	5 6 0
富山県	5 8 , 5 0 0	佐賀県	2 1 0
石川県	5 7 , 6 3 5	長崎県	5 3 0
福井県	4 8 , 1 7 0	熊本県	6 3 5
山梨県	5 0 , 6 0 0	大分県	0 4 0
長野県	4 0 , 7 1 5	宮崎県	5 7 , 6 7 0
岐阜県	9 1 , 0 4 5	鹿児島県	8 0 , 6 6 ,
静岡県	8 2 , 2 8 0	沖縄県	2 1 0 , 6 7 0
愛知県	4 8 , 8 7 0		
総額			3 , 0 7 5 , 0 0 0

・「昭和五年度師範教育補助費配当」(『文部時報』第368号, 1931, pp. 60-61) より作成。

資料2-6 1931(昭和6)年度師範教育費補助金配当表

道府県	配当金額(円)	道府県	配当金額(円)
北海道	9 7 , 1 5 0	滋賀県	5 3 , 3 7 5
青森県	4 8 , 9 5 5	京都府	7 1 , 4 6 5
岩手県	4 9 , 7 1 0	大阪府	1 5 0
宮城県	5 0 , 4 6 5	兵庫県	1 5 0
秋田県	5 6 , 5 0 0	奈良県	2 5 5
山形県	7 0 , 7 1 0	島根県	4 2 0
福島県	4 1 , 4 2 0	鳥取県	4 6 5
茨城県	5 6 , 3 9 0	岡山県	8 8 5
栃木県	4 9 , 7 1 0	広島県	5 0 0
群馬県	5 0 , 4 6 5	山口県	1 5 0
埼玉県	4 7 , 8 8 5	徳島県	4 6 5
千葉県	4 9 , 6 7 5	香川県	9 1 0
東京都	8 6 , 9 0 0	愛媛県	7 1 0
神奈川県	5 1 , 0 0 0	高知県	8 8 5
新潟県	6 4 , 9 6 0	福井県	5 0 0
富山県	6 1 , 1 3 0	佐賀県	1 5 0
石川県	5 5 , 9 5 0	長崎県	5 5 0
福井県	4 7 , 1 3 0	熊本県	4 8 5
山梨県	4 8 , 4 7 5	大分県	4 2 0
長野県	4 3 , 4 6 5	宮崎県	4 8 0
岐阜県	4 1 , 6 4 0	鹿児島県	5 6 , 7 1 0
静岡県	8 8 , 8 6 0	沖縄県	8 6 0
愛知県	6 7 , 8 6 0		6 7 , 5 5 0
三重県	4 8 , 9 5 5		
総額			2 , 7 0 7 , 5 0 0

・「昭和六年度師範教育費補助金交付」(『文部時報』第404号, 1932, pp. 29-30) より作成。

土教育に関する調査を致しましたり、又昨年、（1931年－引用者註）の四月から改正を実施致しました中学校の教授要目、或は師範学校の教授要目に郷土教育的な傾向を帯びしめましたこと、更に昭和五年から師範学校に対しまして、郷土研究の施設に対する補助を文部省から支出致しましたこと、是等のことなどが殊に此機運（郷土教育の隆盛－引用者註）を興さしめた近き大きな原因ではないかと思ふのであります。これ以来、我が教育界に於きまして特に郷土教育と云ふことが大いに論議せられ、唱道せられるやうになって來たやうに思ふのであります⁴⁾。」（下線筆者）

上記にみられるように、1931年度の「郷土研究施設費」が交付された、翌1932（昭和7）年5月の「郷土教育資料の陳列と講話」、さらに同年8月の「郷土教育講習会」とともに、武部による施策の位置付けはほぼ同様の内容となっていたことがわかる。すなわち、少なくとも「陳列と講話」が実施された1932（昭和7）年5月の段階で、文部省当局者により、郷土教育隆盛の要因として、この「郷土研究施設費」の交付が重要であるとの位置付けがなされていたことがわかる。

また、先行研究においても、序章第一節で示した資料1「先行研究における各施策の取扱い」にもみられるように、各施策の中でも特に重要な施策として取り扱われている。例えば、海老原治善は、その著「郷土教育とはなにか」において、「かくて疲弊した農村の教育をたてなおす方途として、官民をとわず郷土教育の振興が、救いの声として呼びだされることになった。加えて、30年、文部省が、諸経費節減の政策かにもかかわらず、各師範学校に郷土研究設備施設費を全額11万円、1県あたり1,810円を交付したことによって、その（郷土教育の一筆者註）振興ムードが一段とつくりだされていった⁵⁾。」（下線筆者）と記している。また多田久美子は、「昭和初期の郷土教育政策」において「1930年度及1931年度には、国庫から師範学校に対する郷土研究施設費が交付され、師範学校を中心に郷土教育熱が高まる⁶⁾。」と記している。

こうした、当時の文部省担当官や先行研究の位置付けを裏付けるように、1930（昭和5）年以降、郷土教育関係出版物は急激に増加し、また「施設費」交付の対象であった師範学校によって郷土研究文献の出版も開始された⁷⁾。さらに教育雑誌における郷土教育に関する論説も、1927-29（昭和2-4）年が年平均2-4編であったものが、1930（昭和5）年には32編、1931（昭和6）年6月までに62編という急増ぶりであった⁸⁾。

このように、当時の文部省担当官や各先行研究において、「郷土研究施設費」は、「教

授要目改正」とともに郷土教育の隆盛に重要な影響を及ぼしたものとして位置付けられてきた。しかし、「施設費」交付が、結果として郷土教育隆盛の要因となったことに関しては述べられてきたが、その交付に至った経緯や交付の本来の目的が何であったのかに関しては十分な検討がなされてこなかった。すなわち、当初から郷土教育の振興を目的として交付されたものなのか、それとも違った目的により交付されたものが結果として郷土教育の隆盛に結びついたものなのか、要するに「郷土教育施設費」交付の目的やその捻出経緯に関しては明らかにされて来なかつたのである。

第二項 「郷土研究施設費」の使途

さて、こうした「施設費」に関する交付目的を解明する前に、まず「施設費」の使途に関する通牒に関して述べていきたい。

まず、1930（昭和5）年度の「郷土研究施設費」について、国庫から各道府県に対する配布に関しては、前述したように1930（昭和5）年の12月8日をもって、各道府県に対し指令が出されていた。しかし、これに先立つ同年7月13日に、「郷土研究施設費支出標準」として、以下のような通牒が各道府県に発せられていた。

「郷土研究施設費支出標準

- 一 郷土研究施設費国庫補助金ハ其ノ全部ヲ道府県内各師範学校ニ配当シ各師範学校ヲシテ本標準ニ依リ夫々施設セシムルコト
- 二 郷土研究施設費ハ郷土研究資料ヲ蒐集スル費用ニ充当スルコト
- 三 前項ノ資料ハ国語、歴史、地理、理科、実業等ノ学科目ニ亘リ成ル可ク広キ範囲ヨリ之ヲ選択スルコト
- 四 郷土研究施設費ハ主トシテ物的施設費即チ研究資料購入又ハ作製ノ費用ニ充ツルコト但シ直接資料蒐集ニ要スル旅費ヲ支弁スルモ差支エナキコト
- 五 前項ノ旅費ノ支出総額ハ各師範学校ニ付キ郷土研究施設費トシテ補助シタル金額ノ五分ノーッ超エルコトヲ得ザルコト
- 六 其ノ学校ニ現在不使用ニ係ル教室其ノ他適当ノ場所アルトキハ成ル可ク之ヲ郷土研究室トシテ設備スルコト望マシキモ郷土研究施設費ハ研究室ヲ設クル為ノ建設費ニ使用スルコトヲ許サザルコト

七　郷土研究施設費ハ俸給，手当，賞典ニ使用シ又ハ郷土研究講習，講演会等ノ費用ニ充ツルコトヲ許サザルコト⁹⁾　」（下線筆者）

この「郷土研究施設費支出標準」は、「郷土研究施設費」の交付に先立ち、その使途に關して各道府県に通牒したものであった。上記のように、費用の使途として、「郷土研究資料ヲ蒐集スル」ために「郷土研究施設費ハ主トシテ物的施設費即チ研究資料購入又ハ作製ノ費用ニ充ツルコト」としており、物的施設費に限定されていたことがわかる。しかし、その郷土研究資料の具体的な事例に関しては示されていなかった。

また1931（昭和6）年度の「施設費」に関しても、以下のような通牒によって、その使途が示された。

「昭和五年度ヨリ新設シタル郷土研究施設ニ関シテハ国語，歴史，地理，理科，実業等ノ学科目ニ亘ル郷土研究資料ヲ蒐集スル費用ニ充当スルヲ主トシ，其ノ学校ニ郷土研究室トシテ設備スペキ現在不使用ニ係ル教室其ノ他適當ノ場所無キ場合ニ限り本年度補助金中ヨリ一校ニ付キ千五百円以内ヲ支出シ云々¹⁰⁾　」（下線筆者）

内容より、まず前年の1930（昭和5）年度に示された「郷土研究施設費支出標準」を踏襲するものであったことがわかる。「施設費」の使用に関して「国語，歴史，地理，理科，実業等ノ学科目ニ亘ル郷土研究資料ヲ蒐集スル費用ニ充当スルヲ主トシ」とされている通り、やはり郷土研究蒐集のための補助金交付であり、また前年度と同じように、具体的な郷土研究資料に関しては明示されていなかった。

すなわち、両年度において、「郷土研究資料ヲ蒐集スル」としながらも、具体的な事例は示されていなかったのである。昭和初期の歴史的不況下において、各道府県に1930（昭和5）年度には1校当たり1,810円、さらに翌1931（昭和6）年度には1校当たり4,150円もの予算を、各師範学校に交付したにも関わらず、その使途が明示されていなかったのは何故であろうか。これに関して、後に取り上げる「郷土教育講習会」後の研究会の席上で、嘱託である小田内通敏は以下のように述べていた。

「役所の意見としては此頃相當に教育が進んで来て居るから地方に即して教育をし又研究もして居られるからそれを尊重してと云ふことで寧ろ局長の意見でも課長の意見

でもさうだと思ひますが、それは地方に即した郷土研究施設をする為には役所の方から余り一定の方針と申しますか何と申しますかさう云ふものをしないで自由に郷土研究…特に郷土に即した郷土研究をさせることが適當であり、又役所で一々其内容迄規定してやらなくとも地方に居らっしゃる方は相當に郷土研究施設をする訳である¹¹⁾。」（下線筆者）

小田内は、後に詳述するように1932（昭和7）年5月から1939年8月まで文部省普通学務局嘱託の任についており、この時期のいわば「郷土教育主事」的存在であった。その小田内によれば、「自由に郷土研究…特に郷土に即した郷土研究をさせる」と言うように、各地方に即した自由な郷土研究を尊重するために、あえて文部省から一定の方針を示すことはしなかったのである。さらに、これに関して小田内は以下のように発言していた。

「若し文部省で私に郷土研究と云ふ内容を作れと云ふ命令が下りますれば、私は今でも作って御目に掛けます。併しあう云ふ私にまだ命令が下つて居りませぬから、私は嘱託としても一個の意見としても色々雑誌や本に書いて居りますが、まだ師範学校の郷土研究施設に対する案は一度も作つて出せと云ふ報告に接して居りませぬ¹²⁾」

（下線筆者）

小田内は、この1932（昭和7）年8月の段階においては、文部省普通学務局嘱託であるとともに、既に尾高豊作等と郷土教育連盟を設立してほぼ2年近い年月を経ており、連盟の機関誌等にも郷土教育に関する多くの著作を表していた。しかし、実際にその小田内自身も、文部省当局から師範学校に関する郷土研究施設に対する案を作成せよとの報告には、一度も接していなかった。すなわち、各地方における自由な郷土研究を活かすため、行政としてはあえて詳細な郷土研究資料や具体的な郷土研究室を提示しなかったのである。

第三項 「郷土教育講習会」（1932）後の研究会記録の検討

では、このようにして交付された「郷土教育施設費」は、実際各師範学校によってどのように受け入れられたのだろうか。ここでは、特に1932（昭和7）年に初めて開催された「郷土教育講習会」後の研究会記録¹³⁾を取り上げ、各師範学校教諭等の質疑応答を検討

することで、「郷土研究施設費」交付や交付後の実態を明らかにしたい。

さて、1932（昭和7）年の「郷土教育講習会」は、文部省主催による「郷土教育講習会」としては初めてのものであり、8月1日から7日の7日間にかけて開催された。そのうち、8月3日と4日の2日間においては、講習会後の研究会が特別に開かれた。文部省の嘱託で「文部省には特に此方の権威者である¹⁴⁾」小田内通敏や、同じ嘱託の船越源一が出席し、質疑応答では各師範学校代表との間で活発な議論が取り交わされた。「郷土研究施設費」交付時の、受け手である各師範学校の様子や費用捻出の経緯、郷土科特設の有無、そしてこの時点における文部省の郷土教育に関する意見等を知る上で、貴重な史料である。研究会での議題は、「一つは郷土科一つは師範学校に於ける郷土研究乃至は郷土教育の施設をどうすれば最も妥当なるや¹⁵⁾」で、要するに「郷土科」特設の有無についてと、郷土研究あるいは郷土教育のための施設についての2件であった。まず、初日の8月3日に「郷土研究施設費」に関する事項について、翌日の8月4日に「郷土科」特設について話し合いがもたれた。

1. 「施設費」交付による現場の混乱

まず、初日に実施された「師範学校に於ける郷土研究乃至は郷土教育の施設をどうすれば最も妥当なるや」、つまり「郷土研究施設費」に関する質疑応答を検討する。各師範学校教諭等による質疑応答の内容から、以下の3点が指摘できる。すなわち、(1) 使途に対する現場の混乱、(2) 使途（旅費）についての要望、(3) 使用期限に関する混乱である。それぞれに関して、以下詳述する。

(1) 使用用途に対する現場の混乱

各師範学校では、まず配布された「郷土研究施設費」の使途に関して混乱していた。例えば、横田岩手県師範教諭は1931（昭和6）年度の「郷土研究施設費」として、「四千幾ら戴いた」のであるが、その半分である2,000円が現在残っている。現在は8月であるが、「九月中に使へとの県の命令」があつて早急に使わざるを得ない。しかし、「私の学校では使ふのに苦心をして居る先生方の現状」があり、「どのやうに使つた方が一番合理的妥当であるか、其理想案を是は小田内先生に窺ひたい」と、「施設費」の具体的使途について質問していた¹⁶⁾。また山口宮崎師範学校長も、具体的に施設を設置していくまでにはなかなかいかないので、小田内に「理想的のもの」を示してほしいと要望していた¹⁷⁾。

この研究会は、1932（昭和7）年8月に開催されたので、各師範学校には既に1930（昭

和5)年度に続き、次年度の1931(昭和6)年度分の「郷土研究施設費」も交付されていた。しかし、それにもかかわらず受け手である各師範学校においては、その使途がわからず、文部省嘱託の小田内に対して、その理想的な使い方を尋ねていたのである。

(2) 使途(旅費)についての要望

次に注目すべきは、旅費として「郷土研究施設費」が使用できるのかどうかの問い合わせで、やはりその費用に関する使途に関するものであった。例えば、神谷愛知師範教諭は、郷土室に必要なものを収集するにあたって、「広い県を駆けずり廻」って探しなければならないが、そのためには旅費として充当できる費用が充分ではない。旅費として充当できる費用分を増やして欲しいとの要求していた¹⁸⁾。「郷土研究施設費」の使用用途に関しては、前述のように交付に先立ち「郷土研究施設費支出標準」が示されており、そのうち、旅費に関しては補助金の5分の1が旅費の上限とされていた¹⁹⁾。すなわち、1930(昭和5年)度の1,810円の場合は360円、1931(昭和6)年度の4,150円では830円(実際は800円)になる。しかし、1931(昭和6)年度においても各県の旅費の上限は、前年の360円に据え置かれるところが多かった。実際に蒐集にあたった上で、これではとても不足であったため、旅費として充当できるよう要求されたのである。

(3) 使用期限に関する混乱

また、「施設費」の使用期限に関しても混乱が見られた。例えば、山口宮崎師範学校長は、以下のように述べていた。

「ずっと以前から地方研究の必要なことを知り又郷土研究の必要なことを理解してさう云ふ研究を進め施設をする学校では実に好い機会で之を機会にうんと実際に即するやうに行った所もありますが、それは極めて稀である。一二の例である。多くの師範学校は大体教育界の風潮と云ふものが、郷土教育と云ふものに手を着けて居りましたが、唯教育界の主張がさう云ふ風になりつゝあると云ふことが師範学校でも分かって居りましたが、まだあれ程急に施設しなければならぬやうには期待しておりませぬでした²⁰⁾。」(下線筆者)

以前から地方研究や郷土研究への理解があり、取り組みへの下地があった学校に関しては、この「郷土研究施設費」の交付は絶好の機会であったが、「それは極めて稀である。一二の例」である。多くの師範学校では、教育界の風潮として郷土教育の必要性を感じつ

つも、これほど急な取り組みになるとの期待はなかったのだと、山口はまず当時の師範学校の率直な状況を述べていた。

そしてさらに続けて、山口宮崎師範学校長は、以下のように述べていた。

「あの配当金千八百円即ち七月に出したと仰やいましたが、此七月から…中路一筆者…宮崎のことは知りませむが、島根に於てあの何でもあの当時の二月であったと思ひますが、漸次それを三月の末迄に使つてしまえといふので、それで実は非常に面食らつたのでありますが、何に使ふか、何でも宜いから高く掛かるものを買込まふ。さうでないとあの金を返さなければならむ。期日の迫つて居る時では研究もへつたくれも何もあったものでない²¹⁾。」（下線筆者）

前述したように、『文部時報』において、1930（昭和5）年度の「郷土研究施設費」は、1930（昭和5）年の12月8日をもって、各道府県に対し交付の指令が出されていた。しかし、島根においてはそれが遅れ、2月になって交付された。3月までに使い切らなければならず、かなり混乱していたことが示されている。

また、矢崎山梨師範教諭も、以下のように述べていた。

「私の県に於きましても、最初昨年の千八百五十円の交付金に付きまして、本年の九月末迄に使用するやうにと斯う云ふやうな通知が県の方からあつたのであります。其通知は何所からあつたかと云ふことを県の方に出しました所、それは文部省の命令である。甚だ以てそれは怪しからぬ話だ。そんなことを文部省で言つてくるはずはないが、果たしてさうかどうかと云ふことを、県の方に問ひ質した所が確かにさうだと斯う云ふ話でありますから少なくとも本省で交付金を与える以上、それには相当な理由がある筈である。無意義な使い方を必ずや望んで居るものではあるまい。九月末日までに使ふと云ふことは決して理想的の使用の方法ではないのでそれを文部省で要求を必ずして居るものではないからもう一度問ひ質して戴きたいと云ふ御願いをした²²⁾。」（下線筆者）

山梨県師範学校は、後の詳述するが、「郷土教育資料の陳列と講話」において出品した内容が高い評価を受け、また「郷土教育講習会」の地方視察視察²³⁾対象校となった学校

であった。その郷土室を中心とした郷土教育実践は、小田内をして模範的とまで評価された内容を有していた。しかし、その山梨師範学校でさえ、使用期限に関しての混乱が見受けられていたのである。

こうした「施設費」の受け手である各師範学校の混乱と、その使用期限延長の要望に対して、「事務の方の総ての主任²⁴⁾」をやっている嘱託船越源一は、その否を認めるとともに、申出によって期限の延長ができると応対していた²⁵⁾。実際に各道府県に対する交付が遅れ、1930（昭和5）年度の「施設費」は先述のように1930（昭和5）年の12月8日をもって、各道府県に対し交付の指令が出されていた。年度内に使い切るとなれば、わずか3カ月しか期間がない状況であった。さらに、実際に各道府県の担当局から各師範学校へと「施設費」が届いたのは、「翌年（1931年）の一月或は二月、遅いのは三月ごろ」であった。これでは到底年度内には使えないでの、翌31年度に繰り越して使用してもよいことになった。ただしその期限は、1931（昭和6）年度の9月までである。また本来の1931（昭和6）年度の補助金に関しては、翌1932（昭和7）年度の9月までに使うように通牒が出されていた。しかし、これに関しても延期してほしいとの要求があり、その承認に関しては各道府県の申出により、「或は十一月或は翌年の昭和八年の三月と色々になって居る」状況であった。これらの様子から、1930・31（昭和5・6）年度の「郷土研究施設費」が、実際に各師範学校において使用可能となったのは、早いところで1931（昭和6）年の1月からであったことがわかる。また、その期限は、申請により1933（昭和8）年の3月まで延期できることになっていた。いずれにしても、実際の施設費の交付が遅れたため、その使用期限に関して、各師範学校ではかなり混乱していたことが窺えるのである。

以上、1932（昭和7）年8月に初めて開催された「郷土教育講習会」後の研究会を取り上げ、「郷土研究施設費」交付時の各師範学校の実情を述べてきた。受け手である各師範学校は、その使途、旅費への使用、使用期限等に関してかなり混乱していたことがわかる。こうした現場の実態は、「かくて疲弊した農村の教育を立てなおす方途として、官民をとわす郷土教育の振興が、救いの声として叫びだされることになった。加えて、30年、文部省が、諸経費節減の政策かにもかかわらず、各師範学校に郷土研究設備施設費を全額11万円、1県あたり1,810円を交付したことによって、その（郷土教育の一筆者註）振興ムードが一段とつくりだされていった²⁶⁾。」（下線筆者）とする先行研究の見解とは異なるものであり、文部省による郷土教育関係施策の位置付け、ひいては郷土教育における「郷土研究施設費」そのものの位置付けの見直しを迫るものである。

2. 「郷土研究施設費」捻出の経緯

こうした実際の現場の混乱に加えて、「郷土研究施設費」捻出の経緯からも、やはり武部や先行研究の位置付けを見直す必要があることが指摘できる。すなわち、嘱託船越源一はこの研究会での席上で、「施設費」捻出の経緯について以下のように説明していた。

「あの金は實に沿革のある金でありますて、貨幣改鑄益金が其の時一億五千万円程出来ました。其の益金を特別会計にして其利子を以て教育の改善と農村振興の費用に当てる。斯う云ふことが議決された。文部省の提案では誠に有難い。教育の改善と農村振興、此時に丁度師範学校の規定から予備科を廃して本科を修業年限を五年にした。それで師範学校の方に金が要るから教育の改善と云ふ事を師範教育の方に三百万円も上げる。所が段々其金が減じられて今では二百万円前後になつて居ります。其金で師範教育の為に府県が経費を増加する。其増加の補給にしやうと云ふことにした其金が少し余裕が出来たものですから…中略一筆者…何故かと云ふとあれは師範学校規定の改正の時に修業年限を延長した。延長の際に学級が増加した。増加した一学級分をどれだけと云ふことにしてそれは昭和二年から六年に掛けて百五十学級ばかり師範学校の学級が減じた。それが小学校教育の義務教育の延長を企てて居った。それは修業年限を八年にする為の考えを以て立案して居つたものであつたが為に教員が不足を生ずると云ふので、師範学校の二部を百五十級も増加することにした、其次は悉く補助する。所が義務教育の年限延長は出来なかつた。それで増加した生徒の学級と云ふものが、以前より百五十だけ増加したから一年に一万七千人位の卒業生を出します。それが為に師範学校の卒業生が過剰となつた。其所でどん～府県の方では学級数を減じまして昭和二年の頃より其結果百五十学級ばかり減じた。此方の費用もそれが為に減じた。それで其減じた費用を何かに充てたいと云ふので考へた結果地方研究の方に充てると云ふことに決めた。さふ云ふ経緯であつて特別に帝国議会の協賛を経てとつたものではない²⁷⁾。」（下線筆者）

船越によれば、この補助金は議会の議決を経て配布となったものではなく、文部省内での特別予算の運用に関する見込み違いに端を発するものであった。すなわち、文部省は当初、小学校の修業年限を8年に延長することを計画し、これに備えて師範学校2部の学校

数を増加し、教育改善と農村振興のために運用すべく決議されていた特別会計予算枠を充當した。文政審議会においては、諮詢第1号「小学校令改正ノ件（義務教育年限延長実施）」として、1925（大正13）年5月3日に諮詢されたものである。ところが、諮詢は、同年6月18日には撤回され、結局、義務教育修業年限の計画は実現せず、そのため師範学校の卒業生が過剰となったので、先の增加分は削減され、費用軽減分を他に流用する余裕が生まれた。つまり、当初から郷土教育の振興に対して用意された予算ではなく、義務教育修業年限延長の計画倒れの結果に振り分けられたのが、この「郷土研究施設費」の捻出の経緯なのである。

第四項 施策の目的

以上のような交付時の現場の混乱、費用捻出の経緯から、従来、郷土教育隆盛の重要要因とされる「郷土研究施設費」に関しては、それが当初から郷土教育の振興を目的として配布されたものではないことが指摘できる。すなわち、昭和初期の郷土教育の全国的隆盛は、むしろ交付による混乱から、その使用に関する試行錯誤がなされる中で、結果として郷土教育の隆盛に結びついたと考えられるのである。

また、さらに注目されるのは同じ研究会における小田内の発言である。先の施設に関する質疑の翌日、「郷土科」特設にかかわる質疑応答の中で、小田内は以下のような注目すべき発言をしていた。

「昨日（8月3日）から度々文部省の意見を御注文であります、文部省の郷土教育に対する組織的の機関もなければ組織的な施設もないですから文部省の意見と云ふものはないのです²⁸⁾。」

すなわち、この会議の開催されているこの1932（昭和7）年の8月の時点において、文部省の郷土教育に対する組織的な機関や施設がなかったばかりではなく、それに対する「意見」すらなかった。であれば当然に、郷土教育に関する文部省の各施策に関して、「振興策」としての取り組みはなかったと考えられるのである。

では、この「施設費」交付の本来の目的は何であつただろうか。捻出の経緯が、義務教育修業年限延長の計画倒れの結果であったとしても、それを「郷土研究施設費」として振

り分ける意図があったはずである。構造的不況、財政緊迫の折、1930（昭和5）年度には一校当たり1,810円、1931（昭和6）年度には4,150円もの金額を、郷土研究施設の物的資料充実のために振り分けた目的が存在したはずであった。本項では、以下、1.『文部時報』における「郷土研究施設費」に関する初掲記事である『文部時報』第347号（1930年6月1日発行）、及び『文部時報』第572号（1931年1月1日発行）に掲載された小田内通敏による「総合郷土研究に基づく郷土教育－師範教育改善への一指標－」、2. 1927（昭和2）年11月に開催された「全国教育大会」における文部省諮詢教育改革答申案²⁹⁾を手かがりに、「郷土研究施設費」交付の目的を明らかにしたい。

1. 『文部時報』における「郷土研究施設費」初掲記事

文部省刊行による『文部時報』において、「郷土研究施設費」に関する記事が初めて掲載されたのは、1930（昭和5）年6月1日発行の第347号においてであった。「施設費」交付は、前述のように同年12月に実施されているので、半年前に初めてその方向性が示されたことがわかる。『文部時報』において「郷土研究施設費」に関する記事が掲載されたは、この第347号（1930年6月1日発行）を含めて、第368号（1931年1月11日発行）と第404号（1932年2月1日発行）の3号のみである。この3つの記事のうち、前述したように、第368号は1930（昭和5）年度の「施設費」に関して、第404号は1931（昭和6）年度の「施設費」についての記事であり、その使途や目的に関する記述が見られるのは、第368号のみである。以下に、その関係する部分を抜粋する。

「○昭和五年度師範教育費国庫補助

次ニ本年度ハ郷土研究施設費補助ヲ設定シ各師範学校ニ郷土研究室ヲ設置シテ郷土研究資料ヲ蒐集スル等ノ施設ヲ行ハシメ全国各地ニ於ケル師範教育ノ効果ヲ一層夫々ノ地方ノ実情ニ適応セシメントシ其ノ補助費約十万円ヲ予定セリ³⁰⁾」（下線筆者）

上記より、「郷土研究施設費」は「昭和五年度師範教育費国庫補助」として交付されているものであり、また「本年度ハ」とあるように、この1930（昭和5）年度において特別に設置された予算であることがわかる。またその使途に関しては、「各師範学校ニ郷土研究室ヲ設置シテ郷土研究資料ヲ蒐集スル等ノ施設ヲ行ハシメ」とあり、郷土研究室を設けて、郷土研究に関する資料を収集すること等が上げられていた。また交付の目的に関して

は、「全国各地方ニ於ケル師範教育ノ効果ヲ一層夫々ノ地方ノ実情ニ適応セシメン」とあり、師範教育の効果をそれぞれの地方の実情に即して適応させることにおいていた。すなわち、師範教育充実のための「地方化」である。

さらに、『文部時報』第572号（1937年1月1日発行）には「総合郷土研究に基づく郷土教育－師範教育改善への一指標－」として、嘱託小田内により「郷土研究施設費」に関して「施設費」交付について述べられていた。元来、この論文は、小田内が『山梨県総合郷土研究³¹⁾』の執筆に携わり、その結論として筆述したものを抄録として記したものである。小田内は、前述のように1932（昭和7）年の5月から1939（昭和14）年8月まで、およそ8年間の長きにわたり普通学務局嘱託を務め、さらに尾高豊作とともに郷土教育連盟の主導的役割を果たした人物であるが、小田内の主導の下、山梨県師範学校と山梨県女子師範学校とで協同研究した『山梨県総合郷土研究』の刊行（1936年12月）を期に、かつての「郷土研究施設費」に関して以下のように述懐していた。

「昭和五年度と同六年度に於て交付された郷土研究施設費も、當時当局の方針としては、教育の普及してゐる今日、郷土に即しての研究は、特に一定の研究方針を明示して之を全国的に律するよりも、寧ろ自發的にそれぞの郷土に即した研究方法を工夫せしむることが、地方地方の実情に即した師範教育に於ける郷土研究の本義であるとなし、その交付に際しては、研究施設費の乏しい師範教育を充実する意味をも含めて、之を交付したのであったらしい³²⁾。」（下線筆者）

これによれば、地方に即した師範教育を充実させ、また「研究費の乏しい師範教育を充実する」ために、「郷土研究施設費」が交付されたとしている。それは「その交付に際しては、研究施設費の乏しい師範教育を充実する意味をも含めて、之を交付したのであったらしい」という小田内の言にも見られるように、師範学校の施設的充実と、師範教育の内容充実を目的としていた。つまり、「地方地方の実情に即した師範教育」の充実のための「教育の実際化、地方化」の実現である。

2. 「全国教育大会」（1927年11月）における文部省諮詢教育改革答申案

次に、こうした『文部時報』記事に先駆けた交付直前の教育行政の動向から「施設費」交付の目的を検討したい。

1930（昭和5）年度の「郷土研究施設費」が交付される3年前、1927（昭和2）年の11月25日から29日の5日間にわたって、京都市において「全国教育大会」が開催された。昭和天皇の即位の大礼が京都市において行われるのを期して開催され、京都市および京都府の両教育界が発起となっていた。会期中の3日目、各部会に分れての会合において、各分科会共通の議題として「実業教育に於て一層教育の実際化を図る為特に留意すべき点如何」が提示された。各部会ごとに答申案がまとめられ、その結果が全国の代表教師に示された。特に郷土研究施設に関する部分を抜粋すると、以下の通りである。

「実業教育の実際化を図るには左の事項に注意するを要す

一、一般施設

- 1，地方の実際を調査し之を基礎とする教育計画を立て其実現を期すること
- 2，青年教育機関の統一を図ること
- 3，一校に男女各一名以上の専任教員を設置すること
- 4，努めて昼間制を採用すること
- 5，経費を潤沢ならしむること
- 6，理想的農家を仮設し之を教育の中心となすこと
- 7，郷土館又は郷土室設置し郷土の産業其他の推移を知らしむること³³⁾」

具体的な郷土教育関係施設、すなわち郷土館または郷土室設置に関して、全国的な答申として、文部省当局を含めて提唱されたのはこれが初めてであった。上記のように、「教育の実際化」、実業教育の充実を図るために、郷土館または郷土室の設置を教育改革答申案として提唱されていた³⁴⁾。つまり、1927（昭和2）年11月の段階で、既に田中義一立憲政友会内閣、水野鍊太郎文相の下、文部省による具体的教育改革の方策の一つとして、郷土教育関係施設の充実が目指されていたことがわかる。この1927（昭和2）年11月の時期は、前述したように文政審議会における中学教育調査委員会、師範教育調査委員会設立（前者は1927年12月22日設立、後者は1928年9月18日設立）の直前の時期であり、このそれぞれの委員会において、やがて諮詢第11号「中学校教育改善ニ関スル要項」や諮詢第12号「師範教育改善ニ関スル件」に関する具体的な教授要目案等の草案に着手しようとしていた時期であった。すなわち、「教育の実際化、地方化」の実現に向けてその具体的方向性が摸索されていた時期であった。こうした中、既に諮詢第1号「小学校令改正ノ件（義

務教育年限延長実施）」に関連して、元来義務教育年限延長のために用意されていた予算は、「郷土研究施設費」へと方向付けがなされたのである。

以上、1. 「郷土研究施設費」に関する記事が初めて掲載された『文部時報』第347号（1930年6月1日発行）、及び『文部時報』第572号（1931年1月1日発行）に掲載された小田内通敏による「総合郷土研究に基づく郷土教育－師範教育改善への一指標－」、そして2. 「全国教育大会」（1927年11月に開催）における文部省諮詢教育改革答申案の3つの史料から、「郷土研究施設費」交付の目的について検討してきた。昭和初期において、教育の画一打破のため、従来の教育課程、内容、そして施設を見直し、より実際生活や地方の実情に即した教育の必要性が叫ばれ、文政審議会では、そのための具体的な施策の審議が行われていた。「郷土研究施設費」の交付は、そうした動きの中、義務教育年限延長のいわば計画倒れために捻出された費用運用のため、師範学校の施設充実とそれを利用した師範教育の内容充実のために振り分けられていった費用であったのである。そして、それは「教育の実際化、地方化」の実現を目指したものであり、その内実は師範教育施設の物的資料の充実を中心とした師範教育の充実を目的としたものであった。

【註】

- 1) 1930（昭和5）年度の師範教育補助費として、以下のように示されていた。

「○昭和五年度師範教育補助費配当 昭和五年度ニ於ケル師範教育費国庫補助総額ハ三百七万五千円ニシテ文部省ニテハ十二月八日各道府県ニ対シ夫々交付ノ指令ヲ発シタルガ其ノ内容ハ、（一）本科及専攻科ノ文部省指示学級数合計三百七十四二対シ、一学級当経常費トシテ約七千九百円ヲ配当シ、（二）小学校ノ正教員講習実施費補助トシテ、右講習ヲ実施セザル三県ヲ除キ、一道府県當約七百円ヲ配当シ、（三）郷土研究施設費トシテ師範学校ニ対シ、一校当一千八百十円ヲ配当セシモノナリ茲該補助金額ヲ道府県別ニ示セバ左ノ如シ。」（下線筆者）

以下表。資料2-5「1930（昭和5）年度師範教育補助費配当表」参照。（『文部時報』第368号、1931、pp.60-61）

- 2) 1931（昭和6）年度の師範教育費補助金として、以下のように示されていた。

「○昭和六年度師範教育費補助金交付 昭和六年度ニ於ケル師範学校教育費国庫補助金総額ハ二百七十万七千五百円ニシテ客年十二月二十四日文部省ヨリ各道府県ニ対シ

夫々交付ノ指令ヲ發シタルガ其ノ内容ハ

- (一) 本科及專攻科ノ本省指示学級数三百二十八ニ對シ經常費トシテ一學級當約七千円ヲ補助シ
- (二) 小学校ノ正教員講習実施補助費トシテ(講習ヲ實施セザル山梨、奈良、大分ノ三県ヲ除キ)一道府県約七百円ヲ
- (三) 郷土研究施設費トシテ各師範学校二対シ一校当四千百五十円ヲ補助シ
斯教育ノ一層充実センコトヲ期シタル次第ナルガ其ノ金額ノ道府県別ヲ示セバ
左ノ如シ」(下線筆者)

以下表。資料2-6「1931(昭和6)年度師範教育費補助金配当表」参照。(『文部時報』第404号, 1932, pp.29-30)

- 3) 武部欽一「郷土教育の本義」郷土教育連盟『郷土教育』第20号, 刀江書院, 1932, p. 6.
- 4) 武部欽一「郷土教育の本義」文部省普通学務局編『郷土教育講演集』, 1933, pp. 4-5.
- 5) 海老原治善「郷土教育とはなにか」「郷土」「郷土科学」「郷土教育」別巻2解説・総目次・執筆者索引』名著編纂会, 1989, pp.1-3.
- 6) 多田久美子「昭和初期の郷土教育政策」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第一部第34巻, 1988, p. 83.
- 7) 宮原兎一「郷土教育研究史序説」『東京教育大学教育学部紀要第13巻』教育大学教育学部, 1967参照。
- 8) 前掲書7), p.225に指摘されている。
- 9) 小田内通敏「綜合郷土研究に基づく郷土教育—師範教育改善への一指標—」『文部時報』第572号, 1937, pp. 83-84.
- 10) 前掲書9), p. 84.
- 11) 「文部省主催郷土教育講習会に於ける研究会記録」郷土教育連盟『郷土教育』第23号, 刀江書院, 1932, p. 69.
- 12) 前掲書11), p. 72.
- 13) 1932(昭和7)年の「郷土教育講習会」後に実施された研究会の記録は、前掲書11), pp. 36-124に詳しい。
- 14) 前掲書11), p. 36.

15) 前掲書11), p.68.

16) 横田岩手県師範教諭は、以下のように述べていた。

「私の学校では四千幾ら戴いた中現在二千円残って居ります。それで其二千円を九月中に使へとの県の命令があつて八月九月に使はなければならぬ。校長さんがどうにか使ふ方針を考へて見ると云ふ御言葉です。それで如何にして使ふべきかと近頃耳寄りの話であります。私の学校では使ふのに苦心をして居る先生方の現状であります。それで郷土研究と云ふものゝ奨励の為に文部省で金をやる場合にどのやうに使つた方が一番合理的妥当であるか、其理想案を是は小田内先生に伺ひたいと思ひますが、如何でござりますか。」（下線筆者、前掲書11), p.69)

17) 山口宮崎師範学校長は、以下のように述べていた。

「斯ふ言へば甚だ失礼ですが書き物か何か責任を以て施設すると云ふ風な御指令を戴くやうにならなければならぬ。唯一任すると云ふような意見であれば了解はした積もりでも亦非常に共鳴を感じてもそれを施設するまでにはなかなか其所迄行かないやうな事情がありますので、只今あちらの方から要求がありましたやうに私も此際理想的のものを仰してやつて下されば、甚だその効力があると思って居ります。」（下線筆者、前掲書11), p.70)

18) 神谷愛知師範教諭は、以下のように述べていた。

「所が私共の体験の中で最も不便とする所は旅費に限定があったのであります。…中略一筆者…実際三百円や四百円の旅費の中で広い県を駆けずり廻る事はそれが困難である。此限定だけが甚だ不便を感じたのであります。」（前掲書11), p.75)

19) 前掲書9), pp.83-84参照。

20) 前掲書9), pp.70-71.

21) 前掲書9), pp.70-71.

22) 前掲書9), p.77.

23) 前掲書9), p.125. 8月7日に講演会が終了した後、翌8日に全講習会員の三分の一が出席し開催された。

24) 前掲書9), p.72.

25) 船越源一は、以下のように述べていた。

「文部省が出しました金が府県に届くのが少し遅かつた。昭和六年度の補助金が六年

の十二月に行つた其翌年（昭和6年）の三月迄しか間が無い。…中略－筆者…各府県から施設の予定表を取つてそれを見まして、十二月に愈々補助が各府県に出された。昨日（8月3日）聞きますすると云ふと師範学校に対して其補助金を翌年（昭和6年）の一月或は二月、遅いのは三月ごろに出したと云ふことあります。非常に時期が遅れて居ります。其処で学校に依りましては其短い期間内に施設が出来ないと云ふことの為に、次の年度に補助金を繰り越して使はうと云ふことになって來た。其時に文部省からは繰越の金であるから九月までに使ふようにと云ふ通牒が出て居る。具体的に申しますと、此六年度の金は七年度の九月までに使ふやふ通牒が出て居る。所が又府県に依ると或は学校に依りましては、其九月までには尚ほ使ふに不便であると云ふことからして、もう少し延期して貰いたいと云ふ承認を求めて來られた。その承認を求められた所に対しては尤もと考えて之に承認をしたのであります。その承認は府県の申出に依りまして、或は十一月或は翌年の昭和八年の三月と色々になって居る。」（下線筆者、前掲書9）、p.89）

- 26) 前掲書5），pp.2-3.
- 27) 前掲書11），pp.74-75.
- 28) 前掲書11），pp.74-75.
- 29) 塩原政雄「全国教育大会記事」『信濃教育』第408号、1929に詳しい。
- 30) 『文部時報』第347号、1930、p.23.
- 31) 山梨県師範学校、山梨県女子師範学校、復刻『山梨県総合郷土研究』名著出版、1978.
- 32) 前掲書9），p.83.
- 33) 前掲書29），pp.33-34.
- 34) この「全国教育大会」において示された文部省諸問教育改革答申案に関して、坂井俊樹は、「この答申により、翌年から師範学校に対し郷土研究施設費の補助が行われ、郷土教育への関心が高まった」としており、1930・31（昭和5・6）年度に交付された「郷土研究施設費」の重要な方向付けをしたものとして位置付けている。（坂井俊樹「郷土教育連盟の活動と教育実践」『「郷土」「郷土科学」「郷土教育」別巻2解説・総目次・執筆者索引』名著編纂会、1989、p.50）